

(第二類 第二号)

第五十回国会
衆議院

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録 第二号 (その一)

昭和四十年十月二十五日(月曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 安藤 覺君

理事 木村 武雄君

理事 長谷川四郎君

理事 小林 進君

理事 松本 七郎君

理事 愛知 揆一君

理事 荒木萬壽夫君

理事 井原 岸高君

理事 江崎 真澄君

理事 金子 岩三君

理事 小坂善太郎君

理事 田中 榮一君

理事 田中 六助君

理事 登坂重次郎君

理事 永田 亮一君

理事 濱野 清吾君

理事 藤枝 泉介君

理事 増田甲子七君

理事 毛利 松平君

理事 石野 久男君

理事 岡田 春夫君

理事 戸叶 里子君

理事 橋崎弥之助君

理事 穂積 七郎君

理事 横路 節雄君

理事 内海 清君

出席政府委員

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 石井光次郎君

外務大臣 椎名悦三郎君

農林大臣 坂田 英一君

理事 國田 直君

理事 福永 一臣君

理事 辻原 弘市君

理事 永末 英一君

理事 赤澤 正道君

理事 荒船清十郎君

理事 宇野 宗佑君

理事 大平 正芳君

理事 鯨岡 兵輔君

理事 田口長治郎君

理事 田中 龍夫君

理事 田村 良平君

理事 中川 俊思君

理事 西岡 武夫君

理事 早川 崇君

理事 本名 武君

理事 三原 朝雄君

理事 赤路 友藏君

理事 石橋 政嗣君

理事 滝井 義高君

理事 中村 重光君

理事 野原 覺君

理事 山中 吾郎君

理事 横山 利秋君

理事 玉置 一徳君

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 石井光次郎君

外務大臣 椎名悦三郎君

農林大臣 坂田 英一君

内閣官房長官 橋本登美三郎君

内閣法制局長官 高辻 正巳君

内閣法制局参事 関 道雄君

官(第一部長)

法務事務官 八木 正男君

(入国管理局長)

外務事務次官 正示啓次郎君

外務事務官 後宮 虎郎君

(アジア局長)

外務事務官 西山 昭君

(経済協力局長)

外務事務官 藤崎 萬里君

(条約局長)

農林事務次官 飯谷 忠男君

農林事務官 大口 駿一君

(大臣官房長)

水産庁長官 丹羽雅次郎君

水産庁次長 石田 朗君

十月二十二日

委員達澤寛君辞任につき、その補欠として田口長治郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十五日

委員赤澤正道君、田澤吉郎君、松井誠君及び春日一幸君辞任につき、その補欠として西岡武夫君、登坂重次郎君、滝井義高君及び内海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員登坂重次郎君、西岡武夫君、滝井義高君及び内海清君辞任につき、その補欠として田澤吉郎君、赤澤正道君、松井誠君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設けに関する法律案(内閣提出第一号)

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

○安藤委員長 これより会議を開きます。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設けに関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出第一号)

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

○安藤委員長 辻原弘市君より議事進行に関する発言を求められておりますので、この際、これを許します。辻原弘市君。

○辻原委員 委員長から議事進行についての発言の許可をいただきましたので、政府の趣旨説明、審議に入るに先立って、議事進行について発言をいたしたいと思っておりますが、その本論に入る前に、ひとつ委員長並びに政府・与党の責任者である総理にただしておきたい点がございます。(総理が出席しておられぬやないか)と呼び、その他発言する者あり)したがって、官房長官が見えておられますが、私の自後の議事進行についての発言は、どうしても総理・総裁である佐藤さんの御意見を承らなければならぬ重要な個所がございますので、ぜひ総理の御出席をいただきたいと思っております。

○安藤委員長 ただいま辻原委員より御要求のございました佐藤総理大臣の出席につきましては、即刻政府側にこの旨を伝えまして、出席を求めます。辻原弘市君。

○辻原委員 総理が御出席になっておりませんので、たいへん私の発言が中断をいたしました。重要な特別委員会の審議でありますし、本日はしかもその冒頭であります。当然、私は、総理は御出席になつてゐるものであるという前提で

約等の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設けに関する法律案(内閣提出第一号)

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案(内閣提出第三号)

○安藤委員長 これより会議を開きます。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設けに関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案、右各件を一括して議題といたします。

○安藤委員長 ただいま辻原委員より御要求のございました佐藤総理大臣の出席につきましては、即刻政府側にこの旨を伝えまして、出席を求めます。辻原弘市君。

○辻原委員 総理が御出席になっておりませんので、たいへん私の発言が中断をいたしました。重要な特別委員会の審議でありますし、本日はしかもその冒頭であります。当然、私は、総理は御出席になつてゐるものであるという前提で

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設けに関する法律案

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案

○安藤委員長 これより会議を開きます。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設けに関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案、右各件を一括して議題といたします。

○安藤委員長 ただいま辻原委員より御要求のございました佐藤総理大臣の出席につきましては、即刻政府側にこの旨を伝えまして、出席を求めます。辻原弘市君。

○辻原委員 総理が御出席になっておりませんので、たいへん私の発言が中断をいたしました。重要な特別委員会の審議でありますし、本日はしかもその冒頭であります。当然、私は、総理は御出席になつてゐるものであるという前提で

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設けに関する法律案

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案

○安藤委員長 これより会議を開きます。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の締結に伴う同協定第一条一の漁業に関する水域の設けに関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案、右各件を一括して議題といたします。

○安藤委員長 ただいま辻原委員より御要求のございました佐藤総理大臣の出席につきましては、即刻政府側にこの旨を伝えまして、出席を求めます。辻原弘市君。

○辻原委員 総理が御出席になっておりませんので、たいへん私の発言が中断をいたしました。重要な特別委員会の審議でありますし、本日はしかもその冒頭であります。当然、私は、総理は御出席になつてゐるものであるという前提で

第二類第二号

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録第二号(その一)

昭和四十年十月二十五日

委員会に臨んだのでありますが、当初から御出席なさっておらなかったことについてはまことに遺憾であります。自今そういうことのなきよう、これは委員長においても特に政府に対して要請をしておいていただきたいと思います。

そこで、私が議事進行本論の前に申し上げたことは、けさの新聞またはテレビ、ラジオの放送で驚いたのでありますが、与党の政調会長であり、重要な役職を占めている赤城さんが、京都において発言をしております。内容を見て私は驚いた。おそらく一般の国民も驚いたであろうと私は思います。いまだ特別委員会の審議にも入らないその状態の中に、議案を審議してくだされと言ってきた政府を持つ与党の重要な幹部が、国会の審議に対してとかくこういふような発言をし、しかもその内容は政府がいままで言ってきたこととは全く違う話であります。ここに赤城さんがおられますから、私は赤城さんの発言についていまとかくをしようというのではない。しかし、そういう報道がなされている以上、私は、事は今後の委員長のこの特別委員会における運営のやり方、また議案の審議を求めた政府の責任者としての佐藤総理のお考え、同時に与党の総裁としての総理の所見というものを明確にする必要があると考へたのであります。社会党やその他のものがこれに強く反対をするから強行採決もやむを得ないなどというものは、まさに論外であると思はる。全くけしからぬ発言であると思ひます。これは単に一部新聞の報道だといって見過ごせる問題ではないと思ひます。したがって、この際委員長にも、しかと今後の委員会運営についてのあなたのお考えを明確にしておいていただきたいと思いますし、また、ただいまの私が申し上げた赤城政調会長の発言に閣連をして総理はどういう所見を持っておられるか、赤城さんの発言についてあなたはどのように御見解を持っておられるか、同時に、われわれこの特別委員会に対して、また国会全体に対してあなたはどのように見解をもつて審議を求められようとおられるのかを明らかにしておいてい

ただきたい。いやしくも強行採決などということもつてのほかであると思ひます。お答えを願ひたいと思ひます。

○安藤委員長 辻原さんの御質問にお答えいたします。

委員長といはしましては、皆さま方の御協力のもとに、本特別委員会に付託となつております条約、閣連法律案等についてその審議を尽くすことが出来るよう、最善の努力をいたしてまいります。

○辻原委員 ただいま委員長が、円満にいよいよ最善の努力をしようというお話であります。私も個人的には安藤委員長をたいへん信頼をいたしておりますから、その言を信じたい。しかし、この閣連事案の席上でも私が申し上げたように、甚問いろいろなことが伝わってまいります。社会党がぐずぐず言ひながら、ひとつ委員長に職権を委員を聞いてでもやつてしまふのだ、私は、そういうことを、今後の円満な、しかも慎重審議をするという委員会のたてまえからして、まことに遺憾千万なことだと考へましたから、あえて委員長にその点をたゞし、委員長の見解をそのときにお聞かせを願つたのであります。その際委員長は、そういうことは私は毛頭考へておりません、委員長職権があるとはいへ、職権でもって委員会の開会をやつたり、あるいは採決をやつたりするといふようなことは万々いたさないつもりでありますというところを、その際にもお聞きをいたしましたし、いま重ねて委員長から、法規典、慣行等に従つて公正円満にやうたいというお話でありますから、その言を信頼をして、私も委員会の運営に閣連する限り審議に入らうと思ひますので、どうかひとつ、後日においてわれわれから本日の委員長発言を糾弾されることのなきよう、お取り扱ひを慎重にお考えおきをお願いしたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 本会議の質問でもお答えをいたしましたように、まことに重要な国の外交の問題でございますから、十分慎重審議、委曲を

尽くす、こういうことを申しました。そして皆さま方の御協力を願ひする、こういうことを本会議ではつきり申し上げたのであります。ただいまその考え方に私自身変わりはないと思ひます。

また、ただいま赤城君の京都における発言というものについてお尋ねがございましたが、私と、どういふ話をする、そういう事前の打ち合わせはもちろんだいぶんありませんし、また、どういふような話をしたか、私も存じません。したがって、ただいま冒頭に申しましたように、私の基本的な態度、これを御了承いただきまして、御支援のほどをお願いいたします。

○辻原委員 本日のところは、私は、ただいまお答えになりました総理・総裁の言を信頼をいたしまして、自後の質疑に入りたいと思ひます。

私が議事進行を求めましたその本論のゆえんといふものは、今回の日韓条約に関する案件について、去る十月五日に政府は国会に条約案等を提出いたしましたのでありますが、その議案提出の方法について私どもは重大な疑義を持つておるというところでありました。このことは自今の審議についてきわめて重要な影響を及ぼすものでありますから、あえて冒頭に発言をいたした次第であります。

きょうの公報にも記載をされておりますように、条約、協定、交換公文を一括条約第一号、すなわち日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとして、この点が、きわめて不法であるといわれは思ふのであります。当然、従来の先例にもよつて、これをそれぞれ、条約、協定あるいは交換公文を一括して審議するといふような不届きなやり方ではなくて、条約、協定、交換公文一つ一つがそれぞれ的人格を持つてゐるわけでありまして、これを、第一には基本条約、第二には漁業に関する協定、第三には請求権・経済協力に関する協定、第四には法的地位に関する協定、第五には文化財の協定、第六は紛争解決の交換公文と、常識的に分割をして審議に付すべきであります。

さらに、政府が単に当委員会並びに国会に参考

として提出している文書には、案件として付託をしたそれらの内容とをきわめて密接不可分の関係にあると同時に、何れそれらとの軽重の関係にない重要なものがたくさんございます。すなわち、交換公文では六つあります。合意議事録は五つある。往復書簡として二つ。討議の記録として二つ。二つござります。これらを考へてみますと、あるものについては案件として承認を求めてきておる。あるものは単なる参考として、これは承認を求めていない。ここにもわれわれはその取り扱ひにきわめて不可解な点を持つてゐるのであります。したがって、これを、漁業協定に含ましている直線基線に関する交換公文、また漁業の水域に関する交換公文の例にならつて、この際これらをそれぞれの条約、協定に含まして議題とすべきであります。

この際、私は、いま申し上げました私の見解についての政府の見解をたゞし、同時に、委員長においてその処理について善処をされんことを要求するものであります。

○安藤委員長 政府の所見が述べられましたあとで、私からお答えいたします。

○橋本政府委員 御承知のように、条約の内容は、政府は日韓関係の正常化につきましては一括してこれをきめていたしたいと思います。したがって、基本条約その他の協定、公文に至るまで、それらは日韓正常化に必要な、一つも欠くことができない政治的な意図を持つております。こういう例は従来もあることでもありますし、もちろんこれは、これらが、法律的に言へば、一つが否決され、他が賛成される場合もありますけれども、政府の意図というものは、これらを一括して承認を求め、これが成立することによって日韓関係の正常化が成り立つ、こういうたてまえでありますので、一括してこれを一つの案件として皆さんの御審議を願つたわけでありました。

こまかい点については、政府委員、法制局長官等から答ひいたします。

○辻原委員 これは、ただいま官房長官が政府委員云々と述べられたが、私は政府の基本的な考え方をただしているものであって、法律の見解については、法制局長官おっしゃりたいことがあれば、あとで私はお尋ねをいたしたい。

いま私が申し上げたのは、一括提出をしてきている内容には六つの条約・協定並びに交換公文が含まれている。もちろん、それぞれの事柄は、いずれも日韓間における取りきめであって、その意味においては関連性を持ってゐることは、われわれも否定はしないのであります。しかしながら、条約、協定、交換公文というものは、また一つ一つ独立した内容を持つてゐる。たとえば、基本条約においては漁業協定については触れておられない。漁業協定それ自体は、かりに基本条約がなくても、これは取りきめの可能な内容である。かく考えるならば、一つ一つは独立したものである。それをすべて一緒に審議をしろといった場合に、審議が進んで、この議案についての表決をわれわれに求められた場合、ある者は、基本条約はこれは根本的に反対である、しかしながら、日本と韓国の歴史的な関係から申しまして、たとえば法的地位については私は賛成であるとする者もあるかもしれない。また、文化財、経済協力の関係については、これも両国の歴史的な関係、文化財の由来から考えてみて、これは賛成であるというふうに、その内容においていろいろ個人の表決、意見、見解の表明というものが異なることは常識的に当然であります。一体、一括承認を求められた場合、そういう一つ一つの独立したもののについて、われわれ議員としての固有の権利である表決権をどういうふうにして行使をするのか。これは、具体的処理としても、われわれはいかんともしがたいと言わざるを得ない。同時に、法的にもきわめて重要な疑義を私は持つておるのであります。なぜならば、ただいま申し上げたように、言うまでもなく憲法では国会が立法府であり国の最高機関である。同時に、憲法の条章に従えば、議員固有の権利としての意見、表決権というものは保障せられておるのであります。その表決のしかたに困るということは、これはわれわれが自由な意思に基づいて国会議員としての職務、権限を果たせないということである。とりもなおさず、これは行政府である政府が立法府である国会の権限を侵すと同時に、議員個々の憲法上の表決権を制約するものである。こうわれわれは考えざるを得ないのである。この点について総理は一体どうお考えになりますか。簡単に、これらは、都合がいいから、先に行つた場合一括でやつておいたほうが都合がいいからという、御都合主義で取り扱われる場合のものではないのであります。

要は国会と行政府の基本的な問題であると私は思うが、出したのは政府なんですから、まず政府の見解をはつきりさせなければ、われわれは表決の行使すらできない、こういう立場に今日追い込まれておるから、あえてこの問題を政府にもただしておるのである。いかにお考えになりますか。ただいまの官房長官のお答えでは、ただ関係があるから一括付したという御説明だけであつて、私をして、さらに國民をして納得をせしめる説明ではなかつた。したがつて、総理は、いま一度明確に、私がただした点をお答え願ひたいと思ひます。

○橋本政府委員 辻原さんの御質問であります。が、先ほど簡単に申し上げましたが、密接なる関連性ということが政府の重要な提案の理由であります。したがつて、今回の日韓条約は、韓国がわが国から分離独立したことに伴ひまして、同国と正常な外交関係を開くために必要となる一連の措置を規定したものであります。すなわち、いずれも、両国及び両國民間の関係の歴史的背景の上に立ち、善隣関係を打ち立てるため、その障害を除くすることともに、新たに正常な関係をそれぞれ所要の面で設定するという一連の措置をとるためのものであります。したがつて、基本条約あるいは漁業協定、請求権関係、そうして法的地位に関する問題、文化財並びにいわゆる紛争解決の公文、これらというものは、一つを除いても、歴史的な関係をこの際新たに打ち立てようという、日韓関係の正常化にはどうしても欠くことができない事情でありますので、国会がどう取り扱われるかは別問題としまして、政府がこれを一つの案件として出した理由は、以上のような事由によるものであります。

○辻原委員 私は政治論をいま承つてゐるのではないのである。政府の提出をした理由というものはいろいろある。それもまた必要だから後刻承りましょう。ただいまの官房長官のお答えにも私も賛成しがたい。歴史的な関係があるから一括出した、結論はそうなんだけれども、しかし、それと、それぞれの条約、協定の内容が独立をしておつて、それにわれわれが審議をし賛否の表決をするという場合の取り扱ひの問題とは、これはおのずから別な問題である。私が特にいま問題にしているのは、一体どういう形で私どもがこの膨大な六案件を一括していくものについて、一つ一つ重要なしかも独立した内容を持つてゐる問題について意思の表明をすることができまつかと言つてゐる。それは憲法上重大な疑義があると、こゝ言つてゐる。その点についてお答えを願ひたい。

○橋本政府委員 法律的な問題でありますからして、法制局長官をしてお答えいたさせます。

○辻原委員 ちよつと待つてくださる。

○高辻政府委員 お答え申し上げます。御承知のように、条約は、憲法が規定してありますように、その締結については国会の承認が必要であります。したがつて、政府は、この大韓民國との諸協定につきまして、それぞれの締結についての承認を一括して国会に求める形式をとつてゐるのであります。したがつて、政府の取り扱ひが憲法上疑義を生じるといふことは少しもございせん。問題は、個々の独立した条約を締結するについて、その方式いかんという問題でございまして、この問題は、実は国会自身がその方策についていろいろお考え願ひべきであらばお考え願ひなければならせんが、私も政府といたしまして

ては、どういふ方式でやるかということをお申し上げるのはやや行き過ぎではないかと思ひます。それは控えさせていただきます。

○辻原委員 私は法制局長官の答弁は求めておりません。これはなぜ私があえて申し上げておるかといへば、それは、この案件を提出せられた最高責任者として、しかも私がいま指摘をしてゐる点は、國政運用、議會政治、民主政治の基本に關し、さらに、われわれにとつては議員の身分に關する重要な問題であるから、したがつて、最高責任者としての総理の御見解をまずわれわれは承る。総理の御見解を納得をすれば以下の質問は不要なのであります。したがつて、まず総理からお答えを願ひ、さらに法律的な問題が私にはあります。あるから、その点については法制局長官から後刻答弁を求めますということ、最初に私は申し上げてゐるはずだ。どうか、総理、ひとつ御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど官房長官からお答えをいたしましたので、私があえてお答えする必要はないと思つてゐます。先例等によりまして一括提案したのでございませう。先例によりまして皆さん方が御審議されたいと思ひます。

○辻原委員 これは私は総理から異なることを承る。先例といふことは、その先例のうち大多數の先例に従ふべきが先例という価値がある。いま、たまたま総理がそういうことを言われたが、それならば私はただいまの総理のおっしゃつたことについて先例についてのわがほうの見解を申し上げるが、総理は先例に従つたというならば先例に従つていただきたいと思ひます。戦後、重要な条約案件について特別委員会を設けて審議をした例は、今日まで四回ある。第一回は、たしか第十二国会、すなわち平和条約並びに安全保障条約についての審議であります。第二は、二十五国会の日ソ共同宣言特別委員会に關する件であります。第三は、三十四国会のいわゆる安保条約審議のための特別委員会である。第四には、先般の四十八国会のILO特別委員会であります。

第二類第二号 日本国と大韓民國との間の条約及び協定等に関する特別委員會議録第二号(その一) 昭和四十年十月二十五日

会は、これは条約においても一本である。国内法はそれぞれ相当数ありましたけれども、条約については疑義はなかったから、これは先例に私はならぬと思う。したがって、いま申し上げました十二国会から三十四国会に至るこの三つの特別委員会の扱いが先例とならなければならぬ。ところが、どうでありますか、総理。まず十二国会は安保条約と平和条約というものを一本にして出しましたか。そうでないでしょう。分けていますよ、明らかに。しかも国会においてもこれを分けて採決をして。条約一号平和条約、二号は安全保障条約、明らかに分けています。ありませんか。二十五国会の日ソ共同宣言の特別委員会においてはなお明瞭であります。すなわち、この際には四つの条約案件がある。それをことごとく、第一条約、第二条約、第三条約、第四条約、これは別個に全部分割付記をいたしております。提出をしております。第三の先般の安保条約の審議の際にも、明らかに、安保条約と協定、すなわち行政協定とはこれもまた別個に提出、付託をいたしておるのであります。いずれの先例を見ても、総理のおっしゃったようにどこにも一括をしたという先例はないのですよ。なぜ総理はそういうことをおっしゃるのですか。先例はありません。

○佐藤内閣総理大臣 いま一括して委員会に付議したことは官房長官が説明したとおりであります。また、特別委員会を設置する、そのことについての御疑問のようですが、この段階になりました特別委員会についてのお話を受けようとは私は思わなかった。各党で話し合った上で特別委員会ではできた。なお、ただいま言われます先例云々というものが御疑問ならば、法制局長官から詳しく説明いたさせます。

○辻原委員 私の申し上げたことを総理はお聞き違いになっておられる。私は特別委員会の設置についてとかく申し上げておるのではないのです。これはもうお聞きになっておる皆さんが明瞭になっておると思いますが、総理は何か私が特別委員会を云々しておるようにお聞きになっておられる

が、そうじゃありません。政府がなぜこれだけの重要な幾つかの条約、協定、交換公文というものを一括付託をしたか、それは総理は先例に従ってやったとおっしゃったから、そういう先例はあります。そんなことを私は実証したまでなんです。だから、そのことが誤りであって、あなたがお聞き違いであり、さらに、先例に従ったということが間違っているならば、お取り消しを願いたい。

○佐藤内閣総理大臣 特別委員会の問題は、辻原さんも御了承のようですから、特別委員会は進むだろうと思います。一括して提案いたしましたことは、官房長官から詳しく説明をいたしました。また、その審議は先例によって審議したらいいます。もう、こう言ったのです。だから、これは、よくおわかりにならないければ、法制局長官に詳細に説明いたさせます。

○辻原委員 総理、よく私の発言をお聞きになっておいていただきたいと思う。私が申し上げたのは、かかる一括提出、一括付託ということは、自後におけるわれわれ議員としてのこれに対する意思表明が著しく拘束をせられる、もつと端的に言うならば、意思の表明のしようがないと言っているのです。それは、憲法にいう立法府の国会における審議権、議員個々にすればやはり憲法にいう表決権を左右するものである。重大な問題であるから、それをお出しになった、そういうことをやらした総理の基本的な御所見をここで御答弁願いたいと思います。法律の端々じゃないのです。侵さないとおっしゃるなら侵さないとお答え願いたい。疑義があるならば疑義があるとはつきりお答えを願いたい。単なる法律の端々を私はお尋ねしているのじゃありません。

○佐藤内閣総理大臣 これは十分御審議が願えるように私は思っております。皆さま方の御審議の内容について、私どもがとかくは申さないつもりです。政府はそれに干渉はしないつもりでございます。皆さま方のおきめになることでございす。

○辻原委員 それでは、総理、いまのお答えはこ

ういうことですね。政府は一括提出をいたしました。が、しかし、自後の審議については、ここからは国会のおやりになることですから、国会でおやりを願いたい、こういうことですね。もつと何すれば、一括提出したけれども、分けようとして何しよう、それは国会のやってから、それは国会の審議の中でおやりを願いたい、こういう趣旨ですね。そうですか。

○佐藤内閣総理大臣 御審議を願っております。これは一括したという、これは、先ほど官房長官から、非常に密接な関連があるからこれは一括して御審議を願っております。こういうことを申ししたのであります。また、その御審議は、皆さま方が賛否をおきめになるのは国会のことだ、かように私は申し上げておるのです。ただいまそれを分割することとかどうか、そんなことは私は申ししておりません。

○辻原委員 それじゃもう少し具体的に総理の――総理も国会議員なんですから、お互い議員としての身分については重要な関心を持たざるを得ない。それで、私はさつきもちょっとお聞きしましたけれども、たとえば私が言いました、一つの協定にはこれは賛成だ、文化財協定には私は賛成だ、しかし、他の協定には反対だ、論理的に理論的にこういう場合があり得るのです。そういう場合に、その一つの協定に賛成、他の協定、条約にはことごとく反対という場合の意思の表明は、佐藤総理、この議員席におられるならば、どういう形で表明をしますか。どうしてやりますか。それをお教え願いたい。その方法があるならば、私はこの質問はやめてもよろしい。どうやりますか。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまの点は、今日私どもが国会の承認を求めていること、そのことは一体どういうことなのか、こういう法律論と関連がございす。したがって、法制局長官からよく説明をさせます。お聞き取りをいただきます。(発言する者あり)これは私の言うことを聞いていただいたい。とにかく、法律論と関係がござ

いますから、法律論でございすから、しばらくお聞き取りをいただきます。

○辻原委員 私は、これはお互い議員として重要なあれがあるからという前提で話を総理から聞いているわけですね。佐藤総理も議員であることには間違いない。その場合に、議員である佐藤総理としては、当然私のような疑問が出ると思う。その場合に一体どうしてその表決に加わりますか。かりに佐藤総理が、一つの協定には賛成なんだ、他は反対なんだという場合に、どうしてそのこと意思をそのまま表決の上にあわしますか、議員としての佐藤さんならどうこれを処理されますかと、こうお聞きしているのです。そのことについて何って。

○佐藤内閣総理大臣 辻原さんが疑問にしている点は、ただいまのこれは完全な法律問題なんです。だから法制局長官に説明さす。これをひとつお聞き取りをいただきたい。

○高辻政府委員 先ほどから総理の御答弁を求められております中で、お答えが十分でなかった点もございすので、補足いたします。

まず第一に、数個の条約のそれぞれの締結についての承認を一括して国会に出したことがあるかないか、何が先例であるか、これは申し上げるまでもなく御存じと思いますが、両方ございす。確かに両方ございす。そのことだけをばつきりひとつ申し上げます。

それから、もう一つは、政府が出しました議案の形式によって国会の表決権が曲げられるとお考えになることが少しおかしいのではないかと、私はそう思います。大体、政府の案件を出しましたのは、数個の条約のそれぞれの締結についての承認を一括して国会に求める形式をとっているのございまして、それぞれの条約についてのいろいろな国会における御批判というものはむしろあり得ることでございます。それについていかようにその処理をなさるか、これは国会自身がお考え願わなければならぬことだ、こういうふうに考えております。少なくともはつきり申し上げたいこと

は、議案の形式によって国会の表決権が左右されることではないということだけは明らかでございませう。

○辻原委員 ただいまの法制局長官のお答えに私は反論があります。そういふのは、これは法律的な問題としても私は答弁ではないと思う。しかし、法律の問題についてはその後起きる問題で、いま私が提起をしているのはその前段なんだ。具体的に例をあげて、お互い議員として議会の運営上、運営の問題としてどうするかという点について、私は総理に議員として伺っているわけなんです。しかし、それは法律問題だ、法律問題だという事で、だから総理に、その点答えないので、それから、一体どういふふうに表決をされるかという事を伺っている。総理にもうちょっと伺って、法制局長官の御答弁について私は見解を申し上げます。

○佐藤内閣総理大臣 これは、過去のいろいろの議論を調べてみますと、たとえ重要な人事案件を皆さん方の国会の承認を求めている事柄。これが一体候補者を決定するの、その任命を決定するの、これは法律論があるはずで、皆さん方がこれを承認を求められているのは、そういうような候補者じゃないかと思う。この条約の承認を求めると、それによく似た形でこれをやるのです。御承知のように、条約は、これは審議権は国会にございませうけれども、締結権は、これは行政権なんです。これははっきりしている。したがって、この修正条約とか、あるいは反対とか、こういう事柄がたまたま申し上げる国会と政府との関係になるわけなんです。そこをよく頭に入れていただかなければならぬから、法制局長官に説明をさす、これが私の言いでございませう。

○辻原委員 ちよつといま総理が重要な発言をした。正確に全体はわかりませんが、総理、そうすると、修正条約とか部分的云々とかいろいろ言われたが、条約については修正権があるとおっしゃったのですか。

○佐藤内閣総理大臣 それは修正権はない。○辻原委員 ほんとうにないのですか。条約については決定的に修正権はないのですか。

○佐藤内閣総理大臣 私はかように考えております。したがって、これを行政権の範囲に立法府が入るといふことは、かように考えております。

○辻原委員 先ほどの私の疑問は依然として総理のお答えでは解けません。どういふふうにして表決するかという表決については、ただそれは法律問題である、ある場合には、それは国会の問題だ、それは国会の問題だということならば、一つの回答かもしれない。それは国会の問題ですか、総理。前にはそう言っておるのです。国会の問題ですか。あなたに聞いておるのじゃないです。法制局長官、あなたに聞いておるのじゃない。国会の問題ですかと聞いておるのです。

○佐藤内閣総理大臣 これは与野党の国会の審議の問題だ、これは間違いないのです。私も政府が国会の審議権に干渉しようとは思わないという事をさつき冒頭申しました。そのとおりなんです。

○辻原委員 そうすると、一つの総理の見解が出たのです。一つの総理の見解というの、提出権は政府にある、締結権も政府にある、提出をするまでは政府の権限だけれども、出した以上はこれは国会の問題であります。国会の審議の問題でありますという事は、これは、政府は一括付託したけれども、その取り扱いについてはあげて国会の審議の中にゆだねる、こういうことですね、総理。それは間違いないですね。

○佐藤内閣総理大臣 国会が審議権を持つておるといふこと、政府はこれに干渉しない、これは何度でも申し上げたとおりでございませう。これはもう与野党で編成しておられるのだから、この国会において十分御審議をいただく。

○辻原委員 そこで、私は委員長に、この際、いまの総理の御答弁を前提として委員長の見解を明確にしていただきたいと思います。その、なお、

政府の一括提出について官房長官が答へられたとおりに、これは具体的に申し上げておられます。官房長官が言ったとおりだと言っておられますが、官房長官の述べられた点にもわれわれは重大な疑問がある。なおまた、さつきから法制局長官が――私はあまり聞いておりませんが、求めていないのだから。しかし、その法律のあれにも疑義がある。意見があります。そのことはひとまずおくと、いま総理の言われた、提出までは政府の権限であるが、出した以上は国会の審議にゆだねる。いかようにこれをなさろうとも国会の審議に干渉するつもりはありませんという事を前提にしてあなたに伺いたいのだが、そういうことになれば、われわれ議員がこの一括の形で審議を進めていって、内容的に私どもがそのおののの条約、協定、交換公文等について意思の表明が困難であるという事を主張しておるのでありますから、当然これは、自後の審議、採決等は、これは国会の審議の都合、国会の審議のゆだねられた権限として当然分割をしておやりになると思うのであります。その点の委員長の見解はどうでありますか。

○安藤委員長 お答えいたします。委員長といたしましては、付託となっております条約、関連法律案については、委員会において審議することは、もちろん法規、先例に従って善処いたしたいと存じております。

○辻原委員 そこで、委員長がいまお答えになったのはきわめて紋切り型で、私が具体的に伺ったことはびつたりお答えにはなっておりません。ただ私は重要に聞いたのは、委員長は先例に従つておっしゃる。私は先ほど戦後における四つの特別委員会、なにか三つの重要な条約案件についての審議の先例を示した。その先例に従えば、当然分割をして提出もされ、審議もし、採決もしておるのが通例である。委員長のおっしゃった法規典、先例という意味は、私が申し上げたことを当然意味しているものと解するが、そういうふうに理解をしてさしつかえないか、明確

に承つておきたい。○安藤委員長 お答えいたします。委員長といたしましては、委員会に現在院議によつて付託となつております。これを、条約、関連法律案等、それらについて、その審議を慎重に進めることが必要と考えるのであります。これ以上にはこの場合お答えいたしかねます。

○辻原委員 そばでそれではないかと言ひのすけれども、決して私はよくはないと思ひます。せつかくの委員長の御発言で、私もわかつたやうなことにしたいとは思ひけれども、どうにもわかつた。これは総理にも先ほど伺ひをしたんだが、私は、国民から選ばれた議員の一人として、ほんとうに心から疑義を感じておるのです。いろいろな審議を尽くして、その結果、自分の意思をこれらの条約、協定、交換公文に一体いかなる形で表明するか、私は国民に対する責任としてもほんとうに困つておるのです。だから、委員長、そのことについてひとつ説明をしていただきた。総理にお尋ねをし、政府に尋ねたけれども、これはお答えはできない。しかし、あえてそれは国会審議の問題だから国会でおやり願ひたいと総理はおっしゃるので、ひとつこの委員会の責任者である委員長にこれはお尋ねをせざるを得ない。そこで、先ほど私が申し上げた、たとえ一つの協定に賛成だ、他は反対だ、もっと具体的に言いますと、ある人は、文化財、文化協力についての協定については、これは歴史的な過程から見ても賛成してもしかるべきだ、しかし、他はいずれも日韓の正常化にあらず、こういう判断でもって文化財賛成、他は反対という意思の表明を自分で決定した場合に、それを当委員会において、国会においてどう表明するかという事を、ひとつあなたは委員長としてお示しを願ひたい。この疑義を解明していただきた。○安藤委員長 辻原君にお答えいたします。委員長といたしましては、先ほどお答えいたしましたように、院議をもつて付託されておりますので、その付託された条約、関連法律案等

について、皆さま方の御協力のもとに審議を慎重に進めていく以外に方法はございません。

○辻原委員 それでは私は委員長にあらかじめ要望いたしておきます。先刻、これは私は政府・与党を代表して総理がお答えになったものであると私は聞いておるし、私の質問もそういう前提を置いてお尋ねをしたはずである。そのお答えが、国会は国会でおやりの願いたい、委員長はそれを受けて、法規典礼、先例に従って処理をいたします、こういうことでありますから、この問題については国会独自の判断をいたさなければならぬ時期であります。自後の審議について。したがって、私は、本問題について、私の議事進行が終つた直後において理事会を開催せられ、徹底的にこの疑義を解明し、われわれの納得のいく形において自後の審議に入られんことをあらかじめ要望、要求をいたしておきます。

○安藤委員長 ただいまの辻原君の御要望に對しましては、この委員会が済みましたらと、御要望のとおり理事会を開かせていただきます。

〔発言する者多し〕

○辻原委員 私はなおこの席上において解明をしておかなければならぬ二、三の問題があります。したがって、それらの点をこごとく終つたあとにおいて取り扱われたいということを要望いたしておるのであります。

そこで、次に私はお尋ねをしたいのであります。それは、第二段に私が要求をしました参考資料と付託案件の点についてであります。私が要求いたしておりましたのは、繰り返しませんけれども、ある交換公文についてはこれを案件の中に含め、同じ交換公文であってもそれは単なる参考資料として提示をする、また、重要な合意議事録あるいは兩國政府間における往復書簡、またこれらについての重要な政府の声明等は單なる参考資料としてこれを提出しておる点は、これは条約の審議のためまえにきわめて私は不適当であると思ふし、そういう軽重がどこから出たかということの根拠についても承らなければならぬ。そこで、

まず冒頭から承つておきたいのは、提出された政府側は、条約というものの、協定というものの、あるいは交換公文、合意議事録、こういうものには国際法上それぞれの軽重があるのかどうか、一体何を根拠にしてそのような軽重をつけたのか、その点をまず明らかにしていただきたい。

○高辻政府委員 憲法七十三号三を引き出すまでもございせんが、条約の締結については国会の承認を事前に、もしくは事後に経ることが必要とされております。そこで、条約というものが一体何であるかということに歸着するわけでございす。御承知のとおり、条約と申しますのは、これは憲章であらうと、協定であらうと、議定書であらうと、名称は何でもよろしゅうございす。が、わが国が、他国、あるいは場合によっては国際機関であることがございす。そういう国際機関との間で相互の間に国際法上の法律關係が設定され、その限り国權の拘束をそこに生ずるといふやうなものが条約だと解されております。したがって、その条約というものは、實質的にいふとおっしゃいましたように、この基本条約をはじめ、協定、交換公文等を承認を求めべく御提出申し上げておるわけでございす。が、そういうものの實質的性格ではない、たとえば政府声明なんというものは——政府声明にもありますが、他国との間に權利義務の關係を設定するといふやうなものではないもの、こういうものは、憲法上の条約とは解されないものであります。したがって、いままでも、国会の御承認を得るものとしては条約、協定、交換公文等を御提出しておりますし、そうでないものについては、これは御参考として御提出をいたしております。今回特にその点が変わったわけではございせん。全然その取り扱いを異にしておりません。

○辻原委員 どうも法制局長官のお答えは、私は法律論としてもいいをなしておらぬと思うのだ。全然それは支離滅裂ですわ。どういふことなんでしょうか。あなたの発言をずっと聞いておりますと、条約、協定、交換公文はいずれも軽重がないかのごとき発言をしているかと思へば、あるいは、往復書簡等については權利義務を設定するものではないのだから、これはよからうというやうなことを言つておる。私は内容審議をきくはやるつもりはありせん。内容審議に触れるんじやありませんが、たとえば、あなた方が参考としてある商業上の民間信用供与に関する交換公文一つを見たつて、政府は權利義務の設定をしているのですよ。あるいは漁業協定の中の標識に関する交換公文にしてみても、やはり標識についてのお互い兩國間の權利義務を取りきめておるのですよ。中身は違ひます。中身は違ひけれども、やつていふことは、兩國間の權利義務を取りきめなければ交換公文の意味をなしません。だから、あなたの御説明は、權利義務を取りきめておるのではないから、これは單なる参考である、權利義務を取りきめておるのだから、これは當然案件の中に含ましむべき交換公文である、こうおっしゃるならば、また一つの理屈かもしれない。しかし、それらは輕重はありせんといふことをまた言つておる。さっぱりわからないんですよ。一体どつちなんですか。

○高辻政府委員 私の御答弁がことばが足りなかつたかも知れませんが、私は先ほどどういふ趣旨で申し上げました。憲法のいわゆる条約といふのはかくかくのものである、實質的にとらえて申し上げました。その實質的にとらえられた条約、これが現在の現実の形として条約であるか協定であるか、名称はさまざまございまして、それが、いふ實質的なものにつきます。これは国会の御承認をいただく。しかし同時に、そういう實質的な意味の条約に当たらないものは、かりにその名称またさまざまではありましようが、そういうものについては、その締結について国会の御承認を求めるというのではない。それは、場合によっては国際關係に法律上の關係を生じないものもございまして、また、基本の条約あるいは協定あるいは交換公文等によって生じた權利義務の關係、法

律關係、それをさらには細目的にきめる、その最初のものがきまればそれがおのずからきまつてくるというやうなたぐひのものもございす。そういうものについては、憲章、条約、協定、議定書、そういうものについての、先ほど申し上げた實質的な意味の条約について御承認をいただくというやうなことにいたしております。その点は先ほど申し上げたことでございす。いまに始まつたことではございせん、いままで御承認をいただいたものについてもそのような取り扱い上の區別がなされておるわけでございす。

○辻原委員 まずはわかりません。憲法七十三号三は、ただ条約についての政府権限を取りきめておるだけで、条約とは一体何ぞやといふことは、あなた方の議論では、政府の判断すべきものである、こういうことをいまおっしゃつたのだと思ひます。そのおっしゃつた前段は、条約とか協定とか、そういうことの名前にとらわれないで、實體が条約であれば条約なんだ、そこまではわかるんですよ。だから、そういう一つの見解で政府が出してきた。だから、名前は違ひけれども、案件に付託したものは、協定であれ何であれ、それは条約的効果を持つておるものと政府は判断した、こういうわけ。しかし、兩國間の權利義務を生じないやうな、そういういわば細目的なもので値しないものは、要するに、それは条約という概念には含まれないのだというあなたの見解です。それでしよ。そこでばくが疑問を生じているというのは、まあいろいろあります。基本的にはいろいろあるが、一つの例として言えることは、漁業協定の中に、それではなぜ水域の直線基線、あるいは漁業に関する水域に関する交換公文だけはこれを案件としたかという点について、どうも納得がいぬといふのです。必要がなければなぜこれをはずさないのか。その他に漁業協定については幾つかの交換公文があります。漁業協力に関する交換公文、漁業協定附屬書に定める標識等——書簡は別といたしまして、そういうたい

ずれをとつてみても、それでは水域の直線基線水域に關する交換公文と、漁業協力に關する交換公文が兩國間の取りきめにおいて輕重があるのかと言いたい。一つ一つ考へてみたら、漁業協力に關する交換公文は、單に細目をきめたものか。そうじゃないでしよう。基本的な漁業協力をきめてい

るのでしよう。そういう点について、あなたのお話では何ら疑問が解明されません。だから私は、いづれを考へてみても、あなたの方は日韓条約は重要だとおっしゃるならば、少なくとも他に六つも交換公文を參考資料として出すような、そういう不都合な、不届きな、まががたなやり方をおやりにならず、なぜそれらを一括、この漁業協定に取り扱つていると同じような方式でもつてそれぞ

れの条約、協定の中に含ませないか。また、これは交換公文にしても往復書簡にしても、あなたが言われるように、これは單なる往復書簡であり、兩國間に經濟的あるいは法的に權利義務を生ずるものではないというならば、そう私もは理解をいたします。そういうつもりで審議をしますよ。それでよろしいか。

○高辻政府委員 個々の交換公文につきまして、含めたものと含めないものがある。その文書上は、參考と書いたものと、そうでないものがあるわけですが、それについて一つ一つをここで御説明するのはいかがと思いますが、要するに、たとへば漁業に關するいわゆる専管水域等の分につきまして申し上げれば、これらは

実は公海上に一線を描いてそれが非常に大きな問題になるわけでございます。したがって、そういう意味で、どこに引かれるかということが大きな法律關係上の基本になるわけでございます。そういうわけでこれは含めておる。そのほかの――單にそれをもつて細目というわけにはまいりません。したがって、そういう取り扱ひをしてい

わけてございます。もし必要なら外務當局から説明をしていただきます。

おつた日には、みんな、ある者は、あるものについてこれが重要だと考へる、ある人は、こつちの交換公文のほうが重要だと考へる。そんな主観の問題で、尺度がないということなんです。

そこで私は、いままでの政府すなわち外務省の見解をこの際あらためて思ひ出してみたいと思ふ。これは本日から外務委員の方々もおられるし、そういう方々の意見も聞いてみたいと思ふから、そういう方々の意見も聞いてみたいと思ふから、ねと思ふのだけれども、私の聞いてい

る、實質的な内容によつて判断すべきものである、かように考へております。

○辻原委員 外務大臣は自信なげにそういうことをおっしゃつたので、それでは私は、後日、これは理事会で取り扱はれるということでありま

すから、その參考に、法制局長官からも、あなたもさつきからしきりと言ひがたつておるから、ひとつ答えていただきたい。その点についてはどうですか。内容についてそういう取り扱ひをするのですか。

○高辻政府委員 先ほど申し上げましたように、あるいは条約という名称をつけたものは条約として国会の御承認にかけ、条約という名称をつ

けたものは憲法上の条約ではないとして国会の御承認にかけないというやうなことがあつては、これは私はたいへんいけないことだと思ひます。名称はどうであらうと、条約という性格を憲法が予定しておる性格のものであれば、これは条約であらうと協定であらうと、やはり同様に国会の御承認にかけ

るべきであるという考へで、条約に限らず、協定も交換公文も御承認をいただくよ

うな手續をしていられるわけでございます。そういう観点から、条約というものは、外務大臣仰せのとおり、条約という法律上の概念から申します

それによつて、これは御承認をいただく、さうでないものについては、憲法が予想しておらないものでござい

ますから、御承認はいただかな

い。しかし、それにいたしましても、御參考のためにそれを添付して御判断をいただくということにいたしておるわけでございます。

○辻原委員 それじゃ、議論はなお後刻やるとい

たしまして、これだけ確認しておきたいと思ふので、法制局長官、外務大臣の答弁を受けてい

ますが、法制局長官、外務大臣の答弁を受けてい

ますが、法制局長官、外務大臣の答弁を受けてい

ますが、法制局長官、外務大臣の答弁を受けてい

ますが、法制局長官、外務大臣の答弁を受けてい

これは一方的なものでございすから、必ずしもすべてについて相手の合意を取りつけない、したがって、これは参考資料として出すこともまたやむを得ない。しかしながら、今度参考資料として出ておりますものすべてを見ますと、これはすべて単なる事務取りきめではなくて、それがわがほうに對する義務または権利を付随内容としておるものでありますから、これは当然国会の承認を得べきものである、憲法の規定による条約等に包括されるべきものである、これが従来政府を代表する外務省の意見であつたわけだ。それが、ただいま伺いますと、はなはだしく違つておる。それが一点。

それからもう一点、関連でありますからお尋ねいたしておきますが、その場合に、外国政府または多数国との間で合意を伴つた取りきめを、この部分は国会の承認を必要とする、この部分は国会の承認を必要としないという選別の判断ですね、その選別は一体だれがなすことができるか、すなわち、国会であるか、あるいはまた政府であるか、それに対して、この際、佐藤総理または権名外務大臣から明確な態度を明らかにしていただきたい。これは単に事務上の言いかりをつけるのではなくて、条約審議にあつたつて、これから長い将来において重大な基本的な問題でありますから、政府と国会との間における承認権の問題である、憲法上の問題であるという立場で私は重要に考えておるわけだ。従来の法律上の解釈からいきましても、慣例等からいきましても、このたびの取り扱いは、その提案の形式において明らかに不当である、または違法であるものもありません。その点は具体的に明確にしてください。

質問の要点は二点でありますから、再質問を要しないようにお答えをいただきたいのです。
○権名国務大臣 条約論としても非常にこまかい議論でございます。正確を期する意味において、条約局長から詳細にお答え申し上げます。
○藤崎政府委員 先ほどから法制局長官がお答えになりましたように、私どもは、憲法に、条約の締結については国会の承認を求めなくちゃならない、その条約は、条約という名称の国際約束だけではない、そういうふうな考えております。他面、それではすべての国際約束は国会の承認を求めなくてはならないか、それはそうではなくて、これも法制局長官が言われたように、実質的な意味において判断して条約と認められるものを国会の承認を受ける。それでは何がそれに当たるかということについては、先ほど法制局長官のお話もありました、国際的にもそれぞれだんだんエスタブリッシュされてきている慣行と申しますか、どこの国でも、一応行政当局限りでやる取りきめというふうな、たとえば貿易協定というふうなものもございす。それで個々の場合についてそういう判断を下すわけでございますが、これも先ほど申し上げましたように、今度初めてそういうことをやつたわけではございせん、いままでのずっとやつてきました原則、先例に照らしまして今度の諸文書を検討いたしました、これだけのものは国会の承認案件とすべきである、こういう判断をいたしましたわけでございます。

○藤崎政府委員 先ほどから法制局長官がお答えになりましたように、私どもは、憲法に、条約の締結については国会の承認を求めなくちゃならない、その条約は、条約という名称の国際約束だけではない、そういうふうな考えております。他面、それではすべての国際約束は国会の承認を求めなくてはならないか、それはそうではなくて、これも法制局長官が言われたように、実質的な意味において判断して条約と認められるものを国会の承認を受ける。それでは何がそれに当たるかということについては、先ほど法制局長官のお話もありました、国際的にもそれぞれだんだんエスタブリッシュされてきている慣行と申しますか、どこの国でも、一応行政当局限りでやる取りきめというふうな、たとえば貿易協定というふうなものもございす。それで個々の場合についてそういう判断を下すわけでございますが、これも先ほど申し上げましたように、今度初めてそういうことをやつたわけではございせん、いままでのずっとやつてきました原則、先例に照らしまして今度の諸文書を検討いたしました、これだけのものは国会の承認案件とすべきである、こういう判断をいたしましたわけでございます。

結については国会の承認を求めなくちゃならない、その条約は、条約という名称の国際約束だけではない、そういうふうな考えております。他面、それではすべての国際約束は国会の承認を求めなくてはならないか、それはそうではなくて、これも法制局長官が言われたように、実質的な意味において判断して条約と認められるものを国会の承認を受ける。それでは何がそれに当たるかということについては、先ほど法制局長官のお話もありました、国際的にもそれぞれだんだんエスタブリッシュされてきている慣行と申しますか、どこの国でも、一応行政当局限りでやる取りきめというふうな、たとえば貿易協定というふうなものもございす。それで個々の場合についてそういう判断を下すわけでございますが、これも先ほど申し上げましたように、今度初めてそういうことをやつたわけではございせん、いままでのずっとやつてきました原則、先例に照らしまして今度の諸文書を検討いたしました、これだけのものは国会の承認案件とすべきである、こういう判断をいたしましたわけでございます。

○藤崎委員 私の質問に對してお答えのない部分がありますので、遺憾ながら再質問いたしますが、その承認を求めむべき文書であるか、参考資料として出すべき文書であるか、いずれかの判断は、一体だれがするのですか。これについては総理にお尋ねいたしますが、先ほどあなたは辻原委員の質問に對して、政府は一括して提案した、それを受けた国会のほうは自主的な立場でそれを判断して、提案の形式について、つまり、承認を求める案件としてわれわれが受け取る場合の態度は、国会の自主的な判断によつて決定すべきであると言われた。そうであるならば、いま私が申しました、参考資料として出すべきものからざるものを参考資料として出しておつた場合に、これは国会の承認を得べきものであるという判断は、政府とはまた違つて、国会自身にあるわけでありすね。その点を明確にしておいていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 どうも総理が答弁しないといかぬと言われるからお答えいたしますが、御承知のように、政府は日韓の条約並びに協定その他につきましても国会の承認を求める、また法律案等は成立を期する、こういう意味で提案して、ただいま御審議をいただいておりますのであります。したがって、基本的には政府はぜひともこれらの案件が成立することを心から願つておる。しかし皆さ方方の審議権に私どもは干渉する考えはございせん、ということをお申し上げておるので、そこは与野党におきまして十分御審議の上これをきめていただくということでありす。私どもの希望といふものはつきり目的があるわけでございますから、そういう意味の御協力を得たいというので、ただいま御審議をいただいておりますのであります。そうしてその中身の問題につきましては、先ほど来藤崎君からも、また外務大臣からいろいろ説明しておりますように、過去の先例等を勘案し、またその慣行等にもより、そうしてその範囲をきめておる。これは政府がきめておるわけでありす。

○藤崎委員 外務大臣、私の外務大臣に要求いたします答弁は、こういう趣旨です。先ほど条約局長は国際的な慣例等によりとつておられますが、われわれは、取り扱ひ上国際常識から見ても、当であるか不当であるかと言つてゐるのではありません。国内法の最高法規である憲法の規定によつて認められておる国会の審議権の問題です。わが国独自の憲法である。したがつて、国際関係でこういうものは参考資料として出して、承認を求めないで通しておるといふ問題ではないのです。国際慣例の問題ではなくて、この際は憲法によつて規定された政府の外交権に對する国会の承認権の問題なんです。したがつて、いま申しましたような点については、政府はこれは妥協なりと考えて参考資料としてお出しになつたのでしよう。ところが、国会において、それは不当である、この合意文書は、効力においては、条約であらうと協定であらうと、交換公文であらうと、その他の文書によつても、合意によつて権利、義務を生じたものについては、国際法上の法律的效果は軽重がな

い。すべて国際法上の権利義務を生ずる。したがつて、そうわれわれ国会側が判断をして、その場合には、これは参考資料は承認を求める議案として正式に提出しないといふことになれば、当然憲法の規定に従つてです、国際慣例ではありせん、憲法の規定に従つて国会がそう判断し、結論を出すならば、当然政府は提案の形式について国会の決定に服すべきものである、こうわれわれは考えるわけだ。あなたがせしめられた条約局長の答弁は、その点がはなはだしく不明確でありますから、大臣からその点を明確にしておいていただきたい。

○藤崎委員 日本憲法では、条約の締結については国会の承認を必要とする趣旨は、各々の憲法では、国会の承認を必要とする条約の種類を内容的に限定している立法例がわりに多いのでございす。(藤崎委員「わが国にはないよ、そんなものは。」と呼ぶ)日本の場合にはそれがないわけでございますけれども、しかし、また他面、世界じゅうの国で、すべての国際約束について立法府の承認を必要とするという国もまたないのでございす。そこで、いまの日本の憲法も、先ほど来申し上げているように、実質的に条約と判断されるべきものについて承認を必要とする、そういうふうな解釈するのが合理的であらうといふことで、これはいまに始まつたことじゃなくて、新憲法制定以来やつてきておる政府の態度でございす。

○藤崎委員 国会が、参考資料として出しておる文書も、国会の審議、承認を経べきものだという判断をしたときには、政府はどういう態度をとるかということをお聞いているのです。それを答えていただきたい。それは外務大臣からお答えを願ひます。

○権名国務大臣 先ほど総理からもたびたび申し上げたように、御審議をお願いしておる審議の内

○藤崎委員 国会が、参考資料として出しておる文書も、国会の審議、承認を経べきものだという判断をしたときには、政府はどういう態度をとるかということをお聞いているのです。それを答えていただきたい。それは外務大臣からお答えを願ひます。

容については、われわれはとやかく申し上げませ

○辻原委員 いま外務大臣がお答えになったこと
で、この問題についての判断は、あるいは法的見
解は、いままでの条約局長の御説明でも私は納得
できたいが、いま外務大臣が、先ほど總理が
おっしゃったように、提出までのことは政府の権
限であるが、国会にゆだねた以上、私が第二段に
申し上げ、ただいま總議員が質問をいたしまし
た、これを案件とすべきかどうかということにつ
いても、国会の判断によつておやうを願つたら
いいんだということを確認をいたしておきます。

そして次に私は、なお残つてゐる問題の一、二
を政府に対してたゞしておきたいと思ふのであり
ますが、最初に私が提起をいたしました、議員の
固有権である表決についての問題も説明がせられ
ておりません。そこで、なおこの点について、も
う少し私は何つておきたいと思ふのであります
が、官房長官、あなたが政府を代表していろいろ
言われた、それらを聞いておきますと、これは
政府のいわゆる御都合主義による政府の解釈に
すぎない。言いかえてみると、これは単なる政府
の政治論にすぎぬと思ふ。したがつて、總理の
おっしゃったことも、政府はそういうふうによつて
考へてゐる。国会のこの問題についての取り扱ひは別
個でありますという意味は、これは政治論として
不可分のものと判断をするが、法律論として
は可分であるという見解を示されたものである
、こういうふうな理解をいたしますが、どうで
すか。

○橋本政府委員 再三お答え申し上げましたよう
に、これは、前の国会においても、政府がこの日
韓關係の正常化はこれを一括して解決するといふ
ことを皆さんにも申し上げております。一つがど
うであるという考え方はなくして、政府は、一
切を含めて、この際、歴史的やいろいろな關係
のあつた日韓關係を正常化に戻すのだ、これが今
回の日韓條約の關係である。したがつて、以上の
観点から政府としては一括してこれを案件として

出したのでありまして、一つをどうということでは
ないのではありませんからして、政治的、あるいは
事情を申し上げるよりも、そういうたゞで政府
がおるということをお願いしたいのであります
。

○辻原委員 答弁にならない。私がお尋ねをして
いるのは、政府の言ふところの理由は、これは政
治論なのか法律論なのか、これを詰めてお尋ねを
しているのである。政治論としては私はお聞きを
いたしておきます。政治論としてはわれわれには
異なつた意見があることは、先刻から申し上げてお
る。しかし、これを純粋客観的な法律論とし
て政府がそういうふうによつてゐるなら、これは
重大な法律論争の問題になる。したがつて、これ
は法律論としてあなた方は可分不可分をやつてお
られるのか、いや、政治論としてそれはやつてい
るのであつて、法律論は別だとおっしゃるのか、
この点を詰めてお答えを願ひたい。

○高辻政府委員 條約の承認案件の一括方式で
あるか、個別方式でやるかということにつきま
しては、それぞれ政治的な判断で、おっしゃるとお
りにそういう關係でそのときどきに考へてやつて
おります。ところで、今回の議案は、数個の條約の
それぞれの締結についての承認を実は一括して国
会に求めているわけでございますから、個々の承
認案件について、この承認は賛成、この承認はど
うも賛成しがたいということがあるのは、理論的
な問題としては、これをさうではないと言ふこと
はできません。理論上、法理上の問題としては、
それぞれの條約についての承認、不承認というこ
とはあり得ます。ただ、何としましても、その背
景になりますのは、やはり政治的な取り扱ひの問
題でございますから、それを官房長官は仰せられ
ましたし、われわれもさういふ考えで一括してこ
れを御承認いたたく。一括してと申しますか、条
約のそれぞれの締結についての承認を一括して国
会に求める形式をとつたのでございます。

○辻原委員 一応私の質問に対して、法務局長官
は、それに対しては明快でありました。すなわ

ち、政府の言つておるのは、これが政治論であつ
て、法律的には、法理論としては、これは可分で
あるというお答えでありますから、それを承つて
おきたいと思ひます。

さらに、私は次の問題でもう一つの疑問があ
る。それは今後国会において協議すべき問題と
なつたわけでありますが、先刻いろいろ法務局長
官も言われたし、總理にあえてお尋ねをいたしま
した。国会側が不当にもこの種の案件について、
あくまで議員の個々の條約に対してのいわゆる表
決権を制約する意味における一括ということをし
て、強行する場合、一体、それでは議員個々は、そ
ういふ最終段階においてどう意思を表明するか
という問題が依然として残るわけだ。その場合の
意思の表明というものは、一体これは何だ。いわ
ゆる法的に、そのこと自体の意思の表明という
のは——それは私はいろいろの事例も調べてみ
た。たとえば、地方自治法の関連において、部分
承認、部分不承認という問題も発生をしておる。
あるいは條約においてたつた一つ、内容的に関連
があるもので、万国郵便協定について一括をやつ
ておる例もある。しかし、これは、内容的に考へ
れば今回の例とはならぬ。したがつて、それらを
省いてみると、一体意思の表明というものは、こ
れは部分承認なのか、あるいは修正意見なのか、
それは分離をせざる場合には、その表明という
のは一体何になるかといふことの疑問が依然とし
て残る。これは、私は純粋客観的なものの言ひ方
をしておるのではありませんが、それについての解
明もここで明確に与えていかなければ、今後の議
事の際に常にこのことがまつたつて審議が滞る
ことは大いにあり得ると思ふので、明確にすべき
だと思ふのであります。

○高辻政府委員 私が先ほどお答えしたうちで一
部お答えしてございしますが、條約につきま
しては、申し上げるまでもなく、條約を締結する
内閣でございします。その締結について承認をする
かしないかを御決定になるのが国会でございま
す。したがつて、承認をするかしないかといふも

のにつつましては、部分的に可分なものであれ
ば——不可分のものもむろんございしますが、不可
分のものは、これは別でございします。当然言
うまでもございせんが、可分なものなら、ある條約
について承認、ある條約について——ちやうど、
前の自治法上の問題を御引例になりましたが、そ
れと同じように、これが可分である以上は承認、
可分である以上は、また他のものを不承認といふ
ことは、理論上は可能であります。ただ、この条
約の締結については内閣が権限がございします
ので、それを国会がおやうになります場合には、承
認するかしないかを御決定するのが、憲法の予想
してゐる国会の御権限であらうと思ひます。した
がつて、條約の中身についてこれを動かすか動
かさないかといふようなことは、これはいまでも
私は申し上げておけませんし、これはかつて安保條
約のときに、御承知のとおりに大論争がございました
が、始終一貫してこの修正という問題について
は、先ほど内閣總理大臣が仰せになりましたよ
うに、條約そのものの修正ということとは国会の権
限の及ばないところ、こういうふうによつてお
ります。

○辻原委員 いま私は、主題ではありませんか
ら、その議論をやろうとは思ひません。そのこ
の議論をやろうとは思ひませんが、さう断定され
ると、これは一言言わざるを得ない。それは、こ
の前の安保國會のときにおいてもいろいろ議論が
あつたが、政府の見解は確かにさうであつたけれ
ども、しかし、それぞれの法学者なりあるいは国
會事務局等の見解においては、條約必ずしも修
正権なしとは断定しておられません。たとえば国会
法の八十五條にある両院における協議という問題
は、これは修正権を前提にしなければ両院協議と
いふものはあり得ないという解釈を、これは前の
事務總長の鈴木さんもとつておられる。したが
つて、あなたがいま言われたように、われわれは、
條約については承認案件だからことごとく修正権
というものはないのだといふような前提は、これ
は黙つてお聞きするわけにはいきません。しか

し、本日私はそれを議論するわけではありませんので、これは後日またあなたの方との間に徹底的に議論をいたしたいと思ひます。しかし、いまあなたのお答えによつても、私どもが先ほど疑問としておる議員個々の表決権の解明は、依然としてできておりません。なお同僚議員において、これは重大な疑問を持っておりますから、さらにこれについて委員長の御許しを得て、私は解明をしてもいいと思ひます。

○安藤委員長 関連発言を求められております。この際、これを許します。石橋政嗣君。

○石橋委員 非常に重要な問題でございますので、私もお尋ねをしておきたいと思ひます。

結局、いま問題になつておりますのは、大きく分けて二つあるわけですが、まず最初の点です。結局今度の場合に六つの条約、協定、交換公文を一つの議案としてまとめて国会に提出してある。これが、われわれから見ると、非常に不当だといふ感じを受けるわけなんです。政治的な議論をすれば、政府の立場でいへば、これはぜひ一括して承認してもらいたい、こういう気持ちで政治論としては理解できます。ある意味におきましては、そういう点ではオールオアナッシングといふ立場を政治的にはおとりになつておられるのかもしれない。承認する場合は全部承認してくれ。不承認の場合は一つでも反対があれば全部不承認なんだ。こういう立場をおとりになつて、一つの議案にしておられるのかもしれないけれども、しかし、実際に承認するかしないかを審議する本議院といたしましては、そういう政治的なあなたの方の立場で拘束されてはたまらないわけです。やはりこれは法的に可分だといふことを法制局長官も認めておるわけですから、可分である条約、協定である以上、一つ一つの条約、協定について院の意思表明ができるような形をとらなければ、これは結果的に、法的に議会の審議を拘束することになる、こういう印象を受けます。特に、法制局長官がその政治論をまぜて答弁なさるといふのは、これは私は非常に心外だと思ひますが、それ

れでは法的な立場で法制局長官にお尋ねいたしますけれども、議院が一つ一つの条約、協定について意思表示をする方法をお尋ねしたいわけなんです。○高辻政府委員 私はつとめて法律論の見地から申し上げたつもりでございます。先ほどのように、承認案件におきまして可分の場合に、その可分のものについては承認をすることがしないうかきめることが可能であることは、これまで私共はききよく初めて申し上げることはなく、前からそういうことを申し上げております。私にとどまりませんで、政府当局からそういうことを言つておりました、私は新しく何もものつけ加えて申し上げておりません。

ところで、その表決の方法でございますが、これはどうも国会の議事運営にかかわる事項でありますために、私十分な研究もいたしておりませんし、自信をもつてお答えすることができません。○石橋委員 あなたは非常に謙虚な態度をお示しになつておられる。かつこうだけですよ。それは国会でおやりになることだといふようなことを言つておられますが、前任者の林さんはそんな態度を示しておりません。あなたも知つておられるでしょう。そういう場合にはどうなさうか。うことを林さんは言つておられるじゃないですか。なぜあなたは言えないのですか。国会が審議する場合に、一つ一つの条約、協定について承認するしないといふことができないような形を出しておいて、そして国会を尊重するよなことを言つたつて、これはだめじゃないですか。国会でいくつ—それじゃここでいまから研究したつて方法がないといふことになるじゃないですか。オールオアナッシングだといふことになるじゃないですか。従来の政府の答弁をお聞きしますと、この一枚のべららが議案でしょう。承認を求める件といふのが議案でしょう。そして列挙してあります条約、協定、交換公文といふのは参考付属文書でしよう。この点は見解に開きありませんでしようね。もう一度確認しておきます。

○高辻政府委員 過去にも御指摘のようにこういう

うたぐい議論がありまして、いま仰せのとおりに、私ではございせんが前任者が答へたことがございせん。しかし、それは議案としてはべら一枚だといふことを仰せになりましたが、しかし、その議案は、実は具体的な条約の締結について御承認をいただくことになつております。したがつて、その具体的な条約の中身がわからないで承認をすることがしないうかきめることができないわけでございますから、その締結について国会の御承認を求められている条約の内容を添付いたしますか、同時に御提出しておりますものでお示しをしておる、そういうものでございせん。

○石橋委員 それではちよつと前任者の林さんの答弁と食い違つてきますよ。私は正確を期するたために、ここに速記録を写してきておりますから、読んでみましようか。安保特別委員会のときに、この問題が非常に議論になつたわけなんです。そのときに、林前法制局長官ははつきり言つておられます。「それにくつておられます条約は、その議案の付属文書でございまして、もちろん、これと切り離し得ないものでございまして、いづれゆるる国会の議決の対象になるのは、承認を求めるの件、この点だと思ひます。その前にも、長くなりますから、いま簡単な部分だけ読みましたが、何度か言つておるのですよ。承認を求めるの件といふ、これだけが議案なんだ。ここに列挙してあります条約、協定、交換公文といふのは付属文書なんだ、もちろん切り離すことはできないけれども、付属文書。そうしますと、一つの議案が出てきておられるわけですよ、承認を求めるの件。そして日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件、議案は一つなんです。そして付属文書が六つ並べてあるわけなんです。そうすると一つ一つの条約、協定、交換公文について、承認か不承認かといふことをやりやうがないじゃないですか。やりやうがないような方法で国会に出しておいて、そして議会の審議権を尊重いたしておいて、もつてのほかです。明

らかです、あなたが答えられないのだから。それから第二の問題で、自分のほうでこれは国会の承認を必要とする、これは必要としない、かつてな分類をやつておられるわけですね。これがまずおかしい。しかも、その中で、今度はあなた方が一体承認を得られるほうに入れているのか、承認を必要としないほうに入れているのかかわらないものもあるんですよ。その一つの例をあげてみましょう。財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、これは議案の付属文書の一つとしてあげられております。だから承認を求めようとする感じがもいたします。これは間違いないです。ところが、その中に第一議定書、第二議定書といふのがあつて、これはこの中に入つて承認を求めようのか、ここからはずして承認は要らぬといふ考えをとつておられるのか、まことにあいまいなものでございせん。なぜならば、この協定も二つの議定書も、それぞれ別個に代表の署名があるのです。これは承認を求めようのか、求めていないのかかわりません。とにかくおかしいですよ。審議しろとおつしやつても、委員長、いまの問題だけでも審議できないです。いまからひとつ理事會あたりで十分に議論をしていただいて、どういふ形でこれから進行していくのかやつていただかないことにはどうにもならぬ事態であるといふことを申し上げて、質問を終わります。

○高辻政府委員 ただいま二点のお尋ねがございました。一つは、審議の案件が何であるかといふことに関連しての前の事案についての答弁を御引用になりました。私は、先ほど申し上げましたように、あくまでも、内閣が提出しておりますのは、これこれの条約の締結について国会の承認を求めようといふことでございます。それは、承認を求めるの件の中身をこらんなれば、きわめて明白であります。それで、その内容の条約を——実は先ほど申したことでありますが、条約がわからざらざるべきか、その辺がわかりませんので、と申

しますと、えらく技術的になりますが、いずれにしても内容を明らかにするための条約が同時に提出されておるわけでございます。これはまさに承認を求めるの件の内容を差し示すものでございまして、それを付属文書と言いか言わないか、その言い方を争っていてもしょうがないことだと私は思います。あえて付属文書と前任者が申し出ておりますから、それがある観点からいえばそういうふうにも言えましようが、要するに、問題は、その条約がなぜ提出されているかということこそが問題でありまして、それは承認案件の中身を示すものとして出ているというわけでございます。

それから次に、この条約について先ほど米御質疑がございましたが、この中には入っているもの、入っていないもの、わからぬではないかということがございまして、実はただいま仰せになりましたような点をかなりわれわれは勉強をいたしました。勉強いたしましたというの、どういう表現にすべきかということを考えたわけでございします。むしろ第一議定書、第二議定書は御承認をいただいておりますことにはいたしております。その根拠は、まず第一に、実体的に第一議定書も第二議定書も、それをごらんになればわかりますように、先ほど御指摘の協定の不可分の一部とされておる、文書自体がそういうことになっておりますから、その牽連関係はきわめて明白であります。それから形式上もこの請求権、経済協力関係の協定のつづりと一緒にとじてあります。そういうことから見ましても、たぶん御疑問が生ずることとはない。実質的には、先ほど申しましたように、その議定書自身が協定の不可分の一部をなす、こういうことが明記されていることからいって、御了解いただけたと思います。

○辻原委員 ただいまの石橋委員に対する法制局長官の御答弁も、われわれの納得するところではあります。しかし、この問題は、さらにその他の部分についても重要な幾つかの問題がございします。したがって、先刻私が指摘をいたしました問題並びに同僚各議員が提起をいたしました問題を

含め、自後の国会審議並びにわれわれ議員の審議に重大な関連のある事項でございますから、直ちに委員長におかれては理事会を開いてこの問題を説明し、解決せんことを要求いたします。

○安藤委員長 午前はこの程度にとどめ、この際休憩し、午後一時三十分再開いたします。

午後二時三十分再開
午後二時二十九分再開
○安藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、午後四時まで休憩いたします。

直ちに理事会を開きます。

午後二時三十分休憩

午後五時三十分開議
○安藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事会において協議をいたしました条約審査に関する問題につきましては、委員長から御報告申し上げます。

一、案件については可分もあり得るので、その取り扱いを別に具体的に検討する。

以上であります。

それでは、各案件について政府より提案理由の説明を求めます。権名外務大臣。

○権名外務大臣 ただいま議題となりました日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、大韓民国政府との間で昭和二十六年十月の予備会議以来両国間の諸懸案を解決して同国との国交を正常化するための交渉を行なつてまいりました結果、先般ようやく全面的妥結に達し、昭和四十年六月二十二日に東京においてわがほう権名外務大臣及び高杉代表と韓国側外務部長官及び金大使との間で、基本関係に関する条約をはじめ、漁業に関する協定、財産及び請求権に関する

問題の解決並びに経済協力に関する協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定並びに文化財及び文化協力に関する協定に署名を行ない、紛争の解決に関する交換公文を行なつた次第であります。

基本関係に関する条約は、本文七カ条からなっており、両国間に外交及び領事関係が開設されることを定め、また、韓国政府が国連第三総会決議第九十五号に明らかに示されていることとの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることを確認する等、両国間の国交正常化にあつたての基本的な事項について規定しております。

漁業に関する協定は、本文十カ条からなり、附属書並びに韓国の漁業水域に使用される直線基線に関する交換公文及び済州島水域における韓国の漁業水域に関する交換公文があります。この協定は、公海自由の原則の確立、漁業水域の設定、暫定的共同規制措置等、両国間の漁業関係について規定したものであります。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定は、本文四カ条からなっており、これに協定と不可分の第一議定書及び第二議定書が附属しております。その内容は、両国及びその国民の財産、権利及び利益並びに両国及びその国民の間の請求権問題の解決について規定するとともに、韓国に対する三億ドル相当の生産物及び役務の無償供与並びに二億ドルの海外経済協力基金による円借款の供与による経済協力について規定したものであります。

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定は、本文六カ条からなっており、戦前からわが国に居住している大韓民国国民及びその一定の直系卑属に対し永住許可を付与すること並びにそれらの者に対する退去強制事由及びそれらの者が日本国で受ける待遇について規定しております。

文化財及び文化協力に関する協定は、本文四カ条及び附属書からなっており、両国民間の文化関係を増進させるための協力並びにその一環として

一定の文化財を韓国政府に引き渡すこと等を規定しております。

また、紛争の解決に関する交換公文は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は外交経路を通じて解決すること及びそれができない場合には調停によつて解決をはかるものとするを規定しております。

これらの日韓諸条約の交渉については、すでに累次の国会の本会議及び委員会における質疑等を通じて明らかにしてきたとおり、政府としては、近隣関係にある韓国との問題をすみやかに解決して両国及び両国民間に安定した友好のきずなを樹立すべきであるとの考えから、諸懸案の一括解決の基本方針に従つて困難な交渉を展開すべくあらゆる努力を重ねてまいつた結果、今般これら六件の条約とそれに関連する諸文書について両国政府間において妥結を見るに至つた次第であります。

こうして、両国が久しく待望されていた隣国同士の善隣関係を主権平等の原則に基づいて樹立することが、両国及び両国民の利益となることは申すまでもありませんが、さらに、アジアにおける平和と繁栄に寄与するところ少なからざるものがあると思ふのであります。

よつて、ここに、これらの条約等の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

次に、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案の提案理由を御説明いたします。

政府は、大韓民国との間の諸懸案を解決し国交正常化を行なうため、昭和四十年六月二十二日に東京において、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約その他の諸条約に署名いたしました。したがって、先刻私が指摘をいたしました問題並びに同僚各議員が提起をいたしました問題を

請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることになったことを確認し、日本国にある韓国及び韓国民の財産等に対してとられる措置に対しましては、韓国はいかなる主張もできないものとする旨を規定しております。したがって、この協定が発効することに伴ってこれらの財産等に対してとるべき措置を定めることが必要となりますので、この法律案を作成した次第であります。

この法律案は、三項及び附則からなっており、協定第二条3に該当する財産、権利及び利益に対する措置について規定するものであります。

まず、第一項におきましては、韓国または韓国民の日本国または日本国民に対する債権及び日本国または日本国民の有する物または債権を目的とする担保権を消滅せしめることについて規定しております。

第二項におきましては、日本国または日本国民が保管する物の帰属について規定しております。

第三項におきましては、証券に化体される権利について、韓国または韓国民がその権利に基づき主張をすることができない旨を規定しております。

なお、附則におきまして、この法律案の施行の日を協定発効の日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○安藤委員長 次に、坂田農林大臣。

○坂田農林大臣 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案の提案理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、提案理由について申し上げます。

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条におきまして、日韓両国は自国の沿岸から十二海里以内の水域を、自国が漁業に關し排他的管轄権を行使する水域、すなわち漁業に關する水域として設定する権利を相互に認めております。このことに伴い、わが国においても沿岸漁業の保護

をはかるため、必要に応じかかる漁業に関する水域を設定し、当該水域においてわが国が行使する排他的管轄権に關し、大韓民国及びその国民に対する法令の適用を明らかにする必要があるものであります。これが、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一は、協定第一条1の漁業に関する水域を政令で定めるところとする規定であります。なお、この漁業に関する水域は、その設定の目的及び趣旨等からして最小必要限度にとどめるべきものであります。大韓民国漁船の装備の向上等に伴って、今後わが国沿岸における大韓民国漁業とわが国沿岸漁業との交錯を生ずることが多くなることも考えられ、これら情勢の変化に応じて漁業に関する水域を設定するため政令で定めるところとした次第であります。

第二は、漁業に関する水域において大韓民国及びその国民が行なう漁業に關しては、わが国の法令を適用することとする規定であります。これにより、具体的に適用される主要な法律は漁業法であります。同法及びその委任命令により大韓民国及びその国民が行なう漁業が規制されるほか、これらの規定に違反した大韓民国国民については罰則が課せられることとなるのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○安藤委員長 次に、石井法務大臣。

○石井法務大臣 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案について、その提案の理由を説明いたします。

日韓両国の友好関係を増進するためには、長年にわたりわが国に居住している大韓民国国民にわが社会秩序のもとで安定した生活を営むことができるようにする必要があります。このような観点から、日韓協定の一つといまして、日本国に

居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定が締結されたのであります。

この法律案は、右の協定を誠実に履行するため必要となる永住許可、退去強制等について出入国管理令の特別規定を設けようとするものであります。本文九カ条及び附則からなっているものであります。

以下、この法律案の内容の概要を申し述べます。

第一点は、大韓民国国民であつて終戦前から引き続き日本に居住している者及びその直系卑属として一定期間内に日本で出生し引き続き居住している者のほか、永住を許可されているこれらの者の子として日本で生まれた者は、その申請により、法務大臣の許可を受けて本邦で永住することができるとしたことであります。法務大臣は、一般外国人の在留管理にあたっておりますので、これを主管大臣としたのであります。

第二点は、永住許可の申請、その審査及び許可について手続規定を設けたことであります。すなわち、申請者の便宜をはかり、申請手続の窓口事務は居住地の市町村の事務所において行なうべきものとしたのであります。法務大臣が審査を行なうについて必要な事実調査は入国審査官または入国警備官をして行なわせるものとしたことでございます。

第三点は、永住許可を受けている者に対する国外退去強制事由について、一般外国人に対するよりも著しく制限を加えたことであります。すなわち、永住許可を受けている者に対しては、内乱、外患、国交に關する罪や麻薬関係犯罪等の特定の罪によつて罰せられた場合のほか、七年をこえる重い刑に処せられた場合等に限って、退去強制の手続をとり得るものとされているのであります。

第四点は、虚偽の申請をして永住許可を受けた者や威力を用いて永住許可の申請を妨げた者に対する罰則を設けたことであります。適正、迅速かつ自由な申請手続を保障しようとする趣旨に出た

ものであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○安藤委員長 これにて提案理由の説明聴取は終了いたしました。

質疑は次会に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十分散会

(第二類 第二号)

第五十回国会
衆議院

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員會議録

第二号 (その二)

金東祚

〔本号(その一)参照〕

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるの件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(同協定第一条の実施についての二交換公文を含む)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する交換公文の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、日本国と大韓民国との間の諸懸案を解決して両国間の外交の正常化を実現するため、昭和四十年六月二十二日に東京で、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約(同協定第一条の実施についての二交換公文を含む)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定並びに文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定に署名し、並びに日本国と大韓民国との間の紛争の解決に関する公文の交換を行なつた。よつて、これらの条約等を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

条約

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約

第二類第二号

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員會議録第二号(その二)

昭和四十年十月二十五日

主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、

両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際的平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の規定及び千九百四十八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第九十五号(Ⅲ)を想起し、

この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国

日本国外務大臣

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国

大韓民国外務部長官

李 東 元

大韓民国特命全權大使

金 東 祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

第一条

両締約国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

第二条

千九百四十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓民国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条

大韓民国政府は、国際連合総会決議第九十五

号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条

① 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。

② 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条

両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第六条

両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

第七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金東祚

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定

日本国及び大韓民国は、

両国が共通の関心を有する水域における漁業資源の最大の持続的生産性が維持されるべきことを希望し、

前記の資源の保存及びその合理的開発と発展を図ることが両国の利益に役立つことを確信し、

公海自由の原則がこの協定に特別の規定がある場合を除くほかは尊重されるべきことを確認し、

両国の地理的近接性と両国の漁業の交錯から生ずることのある紛争の原因を除去することが望ましいことを認め、

両国の漁業の発展のため相互に協力することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国は、それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域(以下「漁業に関する水域」といふ)として設定する権利を有することを相互に認める。ただし、一方の締約国がこの漁業に関する水域の設定に際し直線基線を使用する場合には、その直線基線は、他方の締約国と協議の上決定するものとする。

2 両締約国は、一方の締約国が自国の漁業に関する水域において他方の締約国の漁船が漁業に従事することを排除することについて、相互に異議を申し立てない。

3 両締約国の漁業に関する水域が重複する部分については、その部分の最大の幅を示す直線を二等分する点とその重複する部分が終わる二点とをそれぞれ結ぶ直線により二分する。

(一三)(その二)

第二条

両締約国は、次の各線により囲まれる水域（領海及び大韓民国の漁業に関する水域を除く。）を共同規制水域として設定する。

(a) 北緯三十七度三十分以北の東経百二十四度の経線

(b) 次の各点を順次に結ぶ線

(i) 北緯三十七度三十分と東経百二十四度との交点

(ii) 北緯三十六度四十五分と東経百二十四度三十分との交点

(iii) 北緯三十三度三十分と東経百二十四度三十分との交点

(iv) 北緯三十二度三十分と東経百二十六度との交点

(v) 北緯三十二度三十分と東経百二十七度との交点

(vi) 北緯三十四度三十四分三十分と東経百二十九度二分五十分との交点

(vii) 北緯三十四度四十四分十分と東経百二十九度八分との交点

(viii) 北緯三十四度五十分と東経百二十九度十四分との交点

(ix) 北緯三十五度三十分と東経百三十度との交点

(x) 北緯三十七度三十分と東経百三十一度十分との交点

(xi) 牛岩嶺高頂

第三条

両締約国は、共同規制水域においては、漁業資源の最大の持続的生産性を確保するために必要とされる保存措置が十分な科学的調査に基づいて実施されるまでの間、底びき網漁業、まき網漁業及び六十トン以上の漁船によるさばり漁業について、この協定の不可分の一部をなす附属書に掲げる暫定的漁業規制措置を実施する。（トンとは、総トン数によるものとし、船内居住区改善のための許容トン数を差し引いたトン数により表示する。）

第四条

1 漁業に関する水域の外側における取締り（停船及び臨検を含む。）及び裁判官権限は、漁船の属する締約国のみが行使し、及び行使する。

2 いずれの締約国も、その国民及び漁船が暫定的漁業規制措置を誠実に遵守することを確保するため適切な指導及び監督を行ない、違反に対する適当な罰則を含む国内措置を実施する。

第五条

共同規制水域の外側に共同資源調査水域が設定される。その水域の範囲及びその水域内で行なわれる調査については、第六条に定める漁業共同委員会が行なうべき勧告に基づき、両締約国間の協議の上決定される。

第六条

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日韓漁業共同委員会（以下「委員会」という。）を設置し、及び維持する。

2 委員会は、二の国別委員部で構成し、各国別委員部は、それぞれの締約国の政府が任命する三人の委員で構成する。

3 委員会のすべての決議、勧告その他の決定は、国別委員部の間の合意によつてのみ行なうものとする。

4 委員会は、その会議の運営に関する規則を決定し、必要があるときは、これを修正することができる。

5 委員会は、毎年少なくとも一回会合し、また、そのほか一方の国別委員部の要請により会合することができる。第一回会議の期日及び場所は、両締約国の間の合意で決定する。

6 委員会は、その第一回会議において、議長及び副議長を異なる国別委員部から選定する。議長及び副議長の任期は、一年とする。国別委員部からの議長及び副議長の選定は、各年においてそれぞれの締約国がそれらの地位に順番に代表されるように行なうものとする。

7 委員会の下に、その事務を遂行するため常設

の事務局が設置される。

8 委員会の公用語は、日本語及び韓国語とする。提案及び資料は、いずれの公用語によつても提出することができる。また、必要に応じ、英語によつても提出することができる。

9 委員会がその共同の経費を必要と認めるときは、委員会が勧告し、かつ、両締約国が承認する形式及び割合において両締約国が負担する分担金により、委員会が支払うものとする。

10 委員会は、その共同の経費のための資金の支出を委任することができる。

第七条

1 委員会は、次の任務を遂行する。

(a) 両締約国が共通の関心を有する水域における漁業資源の研究のため行なう科学的調査について、並びにその調査及び研究の結果に基づき執られるべき共同規制水域内における規制措置について両締約国に勧告する。

(b) 共同資源調査水域の範囲について両締約国に勧告する。

(c) 必要に応じ、暫定的漁業規制措置に関する事項につき検討し、及びその結果に基づき執られるべき措置（当該規制措置の修正を含む。）について両締約国に勧告する。

(d) 両締約国の漁船間の操業の安全及び秩序に関する必要な事項並びに海上における両締約国の漁船間の事故に対する一般的な取扱方針につき検討し、並びにその結果に基づき執られるべき措置について両締約国に勧告する。

(e) 委員会の要請に基づいて両締約国が提供すべき資料、統計及び記録を編集し、及び研究する。

(f) この協定の違反に関する同等の刑の細目の制定について審議し、及び両締約国に勧告する。

(g) 毎年委員会の事業報告を両締約国に提出するものとする。

(h) そのほか、この協定の実施に伴う技術的な諸問題につき検討し、必要と認めるときは、

執られるべき措置について両締約国に勧告する。

2 委員会は、その任務を遂行するため、必要に応じ、専門家をもつて構成される下部機構を設置することができる。

3 両締約国政府は、1の規定に基づき行なわれた委員会の勧告をできる限り尊重するものとする。

第八条

1 両締約国は、それぞれ自国の国民及び漁船に対し、航行に関する国際慣行を遵守させるため、両締約国の漁船間の操業の安全を図り、かつ、その正常な秩序を維持するため、及び海上における両締約国の漁船間の事故の円滑かつ迅速な解決を図るために適切と認める措置を執るものとする。

2 1に掲げる目的のため、両締約国の関係当局は、できる限り相互に密接に連絡し、協力するものとする。

第九条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかった紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三の国の政府が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、両締約

国政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第十條

1 この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、五年間効力を存続し、その後はいずれか一方の締約国が他方の締約国にこの協定を終了させる意思を通告する日から一年間効力を存続する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

附屬書

この協定の第三條に定める暫定的漁業規制措置は、両締約国のそれぞれに適用されるものとし、その内容は、次のとおりとする。

1 最高出漁隻数又は統数（共同規制水域内における操業のため証明書を所持し、かつ、標識を

附屬して同時に同水域内に出漁している漁船の隻数又は統数の最高限度をいう。）

(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業について百十五隻

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については、

(i) 十一月一日から翌年の四月三十日までの期間においては二百七十隻

(ii) 五月一日から十月三十一日までの期間においては百隻

(c) まき網漁業については、

(i) 一月十六日から五月十五日までの期間においては六十隻

(ii) 五月十六日から翌年の一月十五日までの期間においては百二十隻

(d) 六十トン以上の漁船によるさばり漁業については十五隻

ただし、操業期間は六月一日から十二月三十一日までとし、操業区域は大韓民国の慶尚北道と慶尚南道との境界線と海岸線との交点と北緯三十五度三十分と東経百三十度との交点とを結ぶ直線以南（ただし、済州島の西側においては北緯三十三度三十分以南）の水域とする。

(e) 日本国の漁船と大韓民国の漁船との漁獲能力の格差がある間、大韓民国の出漁隻数又は統数は、両締約国政府間の協議により、この協定の最高出漁隻数又は統数を基準とし、その格差を考慮して調整される。

2 漁船規模

(a) 底びき網漁業のうち、

(i) トロール漁業以外のものについては三十トン以上百七十トン以下

(ii) トロール漁業については百トン以上五百五十トン以下

ただし、五十トン以上の漁船による底びき網漁業（大韓民国が日本海において認めている六十トン未満の漁船によるさびき底びき網漁業を除く）は、東経百二十八度以東の水域に

おいては、行なわないこととする。

(b) まき網漁業については網船四十トン以上百トン以下

ただし、この協定の署名の日日本国に現存する百トン以上のまき網網船一隻は、当分の間例外として認められる。

(c) 六十トン以上の漁船によるさばり漁業については百トン以下

3 網目（海中における内径とする。）

(a) 五十トン未満の漁船による底びき網漁業については三十三ミリメートル以上

(b) 五十トン以上の漁船による底びき網漁業については五十四ミリメートル以上

(c) まき網漁業のあじ又はさばを対象とする漁網の身網の主要部分については三十三ミリメートル以上

4 集魚燈の電力（発電機の総設備容量）

(a) まき網漁業については一統につき、十キロワット以下の灯船二隻及び七・五キロワット以下の灯船一隻とし、計二十七・五キロワット以下

(b) 六十トン以上の漁船によるさばり漁業については十キロワット以下

5 証明書及び標識

(a) 共同規制水域内に出漁する漁船は、それぞれの政府が発給する証明書を所持し、かつ、標識を附着するものとする。ただし、まき網漁業に従事する漁船については、網船以外の漁船は証明書を所持する必要はなく、また、網船は正の標識を、網船以外の漁船は正の標識に符合する副の標識をそれぞれ附着するものとする。

(b) 証明書及び標識の総数（底びき網漁業及びさばり漁業に従事する漁船については各漁船に附着される二枚の標識をひととして計算し、まき網漁業に従事する漁船については網船に附着される二枚の正の標識をひととして計算する。）は、暫定的漁業規制措置の対象となる漁業別に当該漁業に関する最高出漁隻数及び

統数と同数とする。ただし、漁業の実態にかんがみ、五十トン以上の漁船による底びき網漁業についてはその最高出漁隻数の十五パーセントまで、五十トン未満の漁船による底びき網漁業についてはその最高出漁隻数の二十パーセントまで、それぞれ増加発給することができる。

(c) 標識の様式及び附着場所は、両締約国政府間の協議により定められる。

(韓国の漁業に関する水域の直線基線に関する交換公文)

(韓国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水域の設定に関して次の直線基線を決定する意向であることを申し述べ、光榮を有します。

(1) 長響岬及び達萬岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線

(2) 花岩岬及び凡月岬のそれぞれの突端を結ぶ直線による湾口の閉鎖線

(3) 一・五メートル岩、生島、鴻島、干汝岩、上白島及び巨文島のそれぞれの南端を順次結ぶ直線

(4) 小鈴島、西格列飛島、於青島、腰島、上旺燈島及び横島（鞍馬群島）のそれぞれの西端を順次結ぶ直線

本長官は、閣下が前記の直線基線の決定について日本国政府として異議がないことを日本国政府に代わって確認されれば、大韓民国政府は、この問題についての日本国政府との協議が終了したものとみなすことを申し述べ、光榮を有します。本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李 東 元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、大韓民国政府が大韓民国の漁業に関する水域の設定に関して前記の直線基線を決定されることについて日本国政府として異議がないことを申し述べる光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

(韓国の漁業に関する水域に関する交換公文)

(韓国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の漁業に関する協定に言及し、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光榮を有します。

暫定的措置として、大韓民国が設定する漁業に関する水域を画する線と次のそれぞれの線とにより囲まれる水域は、当分の間大韓民国の漁業に関する水域に含まれることとする。

- (1) 北緯三十三度四十八分十五秒と東経百二十七度二十一分との交点、北緯三十三度四十七分三十秒と東経百二十七度十三分との交点及び牛島の真東十二海里の点を順次結ぶ直線
- (2) 北緯三十三度五十六分二十五秒と東経百二十五度五十五分三十秒との交点と北緯三十三度二十四分二十秒と東経百二十五度五十六分

二十秒との交点を結ぶ直線

前記の了解を日本国政府に代わつて確認される閣下の返簡を受領したときは、大韓民国政府は、この書簡及び閣下の返簡が前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなします。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、前記の了解が日本国政府の了解でもあること並びに日本国政府が閣下の書簡及びこの返簡を前記の協定の効力発生の日に効力を生ずる両国政府間の合意を構成するものとみなすことを確認する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、
両国及びその国民の財産並びに両国及びその国民の請求権に関する問題を解決することを希望し、

両国間の経済協力を増進することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

1 日本国は、大韓民国に対し、

- (a) 現在において千八百億円(一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三億合衆国ドル(三〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の価値を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、この協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて無償で供与するものとする。各年における生産物及び役務の供与は、現在において百八億円(一、八〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される三千万合衆国ドル(三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額を限度とし、各年における供与がこの額に達しなかつたときは、その残額は、次年以降の供与額に加算されるものとする。ただし、各年の供与の限度額は、両締約国政府の合意により増額されることができる。
- (b) 現在において七百二十億円(七二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円)に換算される二億合衆国ドル(二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇ドル)に等しい円の額に達するまでの長期低利の貸付けで、大韓民国政府が要請し、かつ、3の規定に基づいて締結される取極に従つて決定される事業の実施に必要な日本国の生産物及び日本人の役務の大韓民国による調達に充てられるものをこの協定の効力発生の日から十年の期間にわたつて行なうものとする。この貸付けは、日本国の海外経済協力基金により行なわれるものとし、日本国政府は、同基金がこの貸付けを各年において均等に行ないうるために必要とする資金を確保することができように、必要な措置を執るものとする。

前記の供与及び貸付けは、大韓民国の経済の発展に役立つものでなければならぬ。

2 両締約国政府は、この条の規定の実施に関する事項について勧告を行なう権限を有する両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成

される合同委員会を設置する。

3 両締約国政府は、この条の規定の実施のため、必要な取極を締結するものとする。

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とその平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

2 この条の規定は、次のもの(この協定の署名の日までにそれぞれの締約国が執つた特別の措置の対象となつたものを除く)に影響を及ぼすものではない。

(a) 一方の締約国の国民で千九百四十七年八月十五日からこの協定の署名の日までの間に他方の締約国に居住したことがあるものの財産、権利及び利益

(b) 一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつて千九百四十五年八月十五日以後における通常の接触の過程において取得され又は他方の締約国の管轄の下にはいつたものの

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日にかつた締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。

2 1の規定により解決することができなかつた紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公文を

受領した日から三十日の期間内に各締約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こうして選定された二人の仲裁委員が当該期間の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が合意する第三の仲裁委員が指名する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会に決定のため付託するものとする。ただし、第三の仲裁委員は、締約国のうちいずれかの国民であつてはならない。

3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三の仲裁委員若しくは第三国について当該期間内に合意されなかつたときは、仲裁委員会は、締約国の政府のそれぞれが三十日の期間内に選定する国の政府が指名する各一人の仲裁委員とそれらの政府が協議により決定する第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をもつて構成されるものとする。

4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲裁委員会の決定に服するものとする。

第四條

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証憑として、下名は、各自の政府からこのために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

権名悦三郎

高杉晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

第一議定書

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、協定第一条1(a)の規定の実施に関し、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第一條

日本国が供与する生産物及び役務を定める年度実施計画（以下「実施計画」という。）は、大韓民国政府により作成され、両締約国政府間の協議により決定されるものとする。

第二條

1 日本国が供与する生産物は、資本財及び両政府が合意するその他の生産物とする。

2 日本国の生産物及び日本人の役務の供与は、日本国と大韓民国との間の通常の貿易が著しく阻害されないように、かつ、外国為替上の追加の負担が日本国に課されないように、実施されるものとする。

第三條

1 第五条1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者は、実施計画に従い生産物及び役務を取得するため、日本国民又はその支配する日本の法人と直接に契約を締結するものとする。

2 1の契約（その変更を含む。）は、(i)協定第一条1(a)及びこの議定書の規定、(ii)両政府が協定第一条1(a)及びこの議定書の実施のため行なう取極の規定並びに(ii)その時に適用される実施計画に合致しなければならぬ。これらの契約は、前記の基準に合致するものであるかどうかについて認証を得るため、日本国政府に送付されるものとする。この認証は、原則として十四日以内に認められるものとする。定められた期間内に認証が得られなかつたときは、その契約

は、協定第一条2の合同委員会に付託され、合同委員会の勧告に従つて処理されるものとする。その勧告は、合同委員会がその契約を受領した後三十日以内に認められるものとする。この項に定めるところに従つて認証を得た契約は、以下「契約」という。

3 すべての契約は、その契約から又はこれに関連して生ずる紛争が一方の契約当事者の要請により、両政府間で行なわれることがある取極に従つて商事仲裁委員会に解決のため付託される旨の規定を含まなければならない。両政府は、正当になされたすべての仲裁判断を最終的なものとし、かつ、執行することができるようにするため必要な措置を執るものとする。

4 1の規定にかかわらず、生産物及び役務の供与は、契約によることができず、認められる場合は、契約なしで、両政府間の合意により行なうことができる。

第四條

1 日本国政府は、第五条1の使節団又は大韓民国政府の認可を受けた者が契約により負う債務並びに前条4の規定による生産物及び役務の供与の費用に充てるための支払を、第七条の規定に基づいて定める手続によつて、行なうものとする。この支払は、日本円で行なうものとする。

2 日本国は、1の規定に基づく支払を行なうことにより、その支払を行なつた時に、その支払に係る生産物及び役務を、協定第一条1(a)の規定に従い、大韓民国に供与したものとみなされる。

第五條

1 大韓民国政府は、同政府の使節団（以下「使節団」という。）を日本国内に設置する。

2 使節団は、協定第一条1(a)及びこの議定書の実施を任務とし、その任務には次の事項を含むものとする。

(a) 大韓民国政府が作成した実施計画の日本国政府への提出

(b) 大韓民国政府のための契約の締結及び実施

(c) (b)の契約及び大韓民国政府の認可を受けた者の締結する契約の認証を受けるための日本国政府への送付

3 使節団の任務の効果的な遂行のため必要であり、かつ、もつぱらその目的に使用される使節団の日本国における事務所は、東京及び両政府間で合意することがある他の場所に設置する。

4 使節団の事務所の構内及び記録は、不可侵とする。使節団は、暗号を使用することができ、使節団に属し、かつ、直接その任務の遂行のため使用される不動産は、不動産取得税及び固定資産税を免除される。使節団の任務の遂行から生ずることがある使節団の所得は、日本国における課税を免除される。使節団が公用のため輸入する財産は、関税その他輸入について又は輸入に関連して課される課徴金を免除される。

5 使節団は、他の外国使節団に通常与えられる行政上の援助で使節団の任務の効果的な遂行のため必要とされるものを日本国政府から与えられるものとする。

6 大韓民国の国民である使節団の長、使節団の上級職員二人及び3の規定に従つて設置される事務所長の長は、国際法及び国際慣習に基づいて一般的に認められる外交上の特権及び免除を与えられる。使節団の任務の効果的な遂行のため必要があるとき認められたときは、前記の上級職員の数、両政府間の合意により増加することができる。

7 大韓民国の国民であり、かつ、通常日本国内に居住していない使節団のその他の職員は、自己の職務の遂行について受ける報酬に対する日本国における課税を免除され、かつ、日本国の法令の定めるところにより、自用の財産に対する関税その他輸入について又は輸入に関連して課される課徴金を免除される。

8 契約から若しくはこれに関連して生ずる紛争が仲裁により解決されなかつたとき、又は当該

仲裁判断が履行されなかつたときは、その問題は、最後の解決手段として、契約地の管轄裁判所に提起することができる。この場合において、必要とされる訴訟手続上の目的のためにのみ、使節団の法務部長の職にある者は、2(b)の契約に關し訴え、又は訴えられることができるものとす、そのために使節団における自己の事務所において訴状その他の訴訟書類の送達を受けることができるものとする。ただし、訴訟費用の担保を供する義務を免除される。使節団は、4及び6に定めるところにより不可侵及び免除を与えられてはいるが、前記の場合において管轄裁判所が行なつた最終の裁判を、使節団を拘束するものとして受諾するものとする。

第七條

用されるものとする。

この議定書の実施に關する手続その他の細目は、両政府間で協議により合意するものとする。以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

第二議定書

財産及び請求權に關する問題の解決並びに經濟協力に關する日本国と大韓民国との間の協定(以下「協定」といふ)に署名するに当たり、下名は、各自の政府から正当な委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

第一條

大韓民国は、日本国と大韓民国との間の清算勘定の残高として千九百六十一年四月二十二日の交換公文により兩國政府間で確認されている日本国の債權である四千五百七十二万九千三百九十八合衆国ドル八セント(四五、七二九、三九八・〇八ドル)を協定の効力發生の日から十年の期間内に、次のとおり分割して返済するものとする。この場合においては、利子を附さない。

第一回から第九回までの年賦払の額 各年四百五十七万三千合衆国ドル(四、五七三、〇〇〇ドル)

第十回の年賦払の額 四百五十七万二千三百九十九

十八合衆国ドル八セント(四、五七二、三九八・〇八ドル)

第二條

前条の各年の賦払金について大韓民国の要請があつたときは、その要請のあつた金額に相當する協定第一條1(a)の規定による生産物及び役務の供与並びに前条の規定による賦払金の支払が行なわれたものとみなし、これにより、協定第一條1(a)の規定による生産物及び役務の供与の額並びにその年の供与の限度額は、同條1(a)の規定にかかわらず、その金額だけ減額されるものとする。

第三條

第一條にいう日本国の債權の額の返済に關し、大韓民国は、第一回の年賦払を協定の効力發生の日に行なうものとし、第二回以降の年賦払を各年において第一回の支払期日と同一の日までに行なうものとする。

第四條

第二條の大韓民国政府の要請は、日本国の財政上の慣行を考慮して、前条の規定による支払期日が属する日本国の會計年度が始まる前年の前年の十月一日までに、当該支払期日に支払われるべき賦払金について行なわれるものとする。ただし、第一回の支払(及び本文の規定によることができる場合の第二回の支払)についての要請は、協定の効力發生の日に行なわれるものとする。

第五條

大韓民国の要請は、第一條にいう各年の賦払金の全部又は一部について行なうことができる。

第六條

大韓民国の要請が第四條の規定による期日までに行なわれず、かつ、賦払金の全部又は一部の支払が第三條の規定による支払期日までに行なわれなかつたときは、その賦払金の全部又は一部について第二條の大韓民国の要請があつたものとみなす。

以上の証拠として、下名は、この議定書に署名した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語及び韓国語により本書二通を作成した。

日本国のために

椎名悦三郎

高杉 晋一

大韓民国のために

李 東 元

金 東 祚

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定

日本国及び大韓民国は、多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な關係を有するに至つてこれを考慮し、これらの大韓民国国民が日本国の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようにすることが、兩國間及び兩國民間の友好關係の増進に寄与することを認めて、次のとおり協定した。

第一條

1 日本国政府は、次のいずれかに該当する大韓民国国民が、この協定の実施のため日本国政府の定める手続に従い、この協定の効力發生の日から五年以内に永住許可の申請をしたときは、日本国で永住することを許可する。

(a) 千九百四十五年八月十五日以前から申請の時まで引き続き日本国に居住している者

(b) (a)に該当する者の直系卑屬として千九百四十五年八月十六日以後この協定の効力發生の日から五年以内に日本国で出生し、その後申請の時まで引き続き日本国に居住している者

2 日本国政府は、1の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の子としてこの協

定の効力発生の日から五年を経過した後に日本
国で出生した大韓民国国民が、この協定の実施
のため日本国政府の定める手続に従い、その出
生の日から六十日以内に永住許可の申請をした
ときは、日本国で永住することを許可する。
3 (b)に該当する者でこの協定の効力発生の日
から四年十箇月を経過した後に出生したものの
永住許可の申請期限は、1の規定にかかわら
ず、その出生の日から六十日までとする。
4 前記の申請及び許可については、手数料は、
徴収されない。

第二条

1 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で
永住することを許可されている者の直系卑属と
して日本国で出生した大韓民国国民の日本国に
おける居住については、大韓民国政府の要請が
あれば、この協定の効力発生の日から二十五年
を経過するまでは協議を行なうことに同意す
る。
2 1の協議に当たっては、この協定の基礎とな
っている精神及び目的が尊重されるものとす
る。

第三条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許
可されている大韓民国国民は、この協定の効力発
生の日以後の行為により次のいずれかに該当する
こととなつた場合を除くほか、日本国からの退去
を強制されない。
(a) 日本国において内乱に関する罪又は外患に関
する罪により禁錮以上の刑に処せられた者（執
行猶予の言渡しを受けた者及び内乱に附和随行
したことにより刑に処せられた者を除く。）
(b) 日本国において外交に関する罪により禁錮以
上の刑に処せられた者及び外国の元首、外交使
節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以
上の刑に処せられ、日本国の外交上の重大な利
益を害した者
(c) 営利の目的をもつて麻薬類の取締りに関する
日本国の法令に違反して無期又は三年以上の懲

役又は禁錮に処せられた者（執行猶予の言渡し
を受けた者を除く。）及び麻薬類の取締りに関す
る日本国の法令に違反して三回（ただし、この
協定の効力発生の日の前の行為により三回以上
刑に処せられた者については二回）以上刑に処
せられた者
(d) 日本国の法令に違反して無期又は七年をこえ
る懲役又は禁錮に処せられた者

第四条

日本国政府は、次に掲げる事項について、妥當
な考慮を払ふものとする。
(a) 第一条の規定に従い日本国で永住すること
を許可されている大韓民国国民に対する日本国に
おける教育、生活保護及び国民健康保険に関す
る事項
(b) 第一条の規定に従い日本国で永住すること
を許可されている大韓民国国民（同条の規定に従
い永住許可の申請をする資格を有している者を
含む。）が日本国で永住する意思を放棄して大韓
民国に帰国する場合における財産の携行及び資
金の大韓民国への送金に関する事項

第五条

第一条の規定に従い日本国で永住することを許
可されている大韓民国国民は、出入国及び居住を
含むすべての事項に関し、この協定で特に定める
場合を除くほか、すべての外国人に同様に適用さ
れる日本国の法令の適用を受けることが確認され
る。

第六条

この協定は、批准されなければならない。批准
書は、できる限りすみやかにソウルで交換され
るものとする。この協定は、批准書の交換の日の後
三十日で効力を生ずる。
以上の証拠として、下名は、各自の政府からこ
のために正当な委任を受け、この協定に署名し
た。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとし

く正文である日本語及び韓国語により本書二通を
作成した。

日本国のために
椎名悦三郎
高杉 晋一

大韓民国のために
李 東 元
金 東 祚

文化財及び文化協力に関する日本国と大韓
民国との間の協定

両国の文化における歴史的な関係にかんがみ、
両国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与す
ることを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

日本国政府及び大韓民国政府は、両国民間の文
化関係を増進させるためできる限り協力を行なう
ものとする。

第二条

日本国政府は、附屬書に掲げる文化財を両国政
府間で合意する手続に従つてこの協定の効力発生
後六箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡すも
のとする。

第三条

一 附屬書、考古資料及び石造美術品

二 陶 器

1

- (品 名)
- (1) 土 磁 器 及 陶 器
- (2) 土 磁 器 小 碗
- (3) 土 磁 器 鉢
- (4) 土 磁 器 盆
- (5) 土 磁 器 文 物
- (6) 土 磁 器 文 物

日本国政府及び大韓民国政府は、それぞれ自国
の美術館、博物館、図書館その他学術及び文化に
関する施設が保有する文化財について他方の国の
国民に研究する機会を与えるため、できる限り便
宜を与えるものとする。

第四条

この協定は、批准されなければならない。批准
書は、できる限りすみやかにソウルで交換され
るものとする。この協定は、批准書の交換の日に効
力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からこ
のために正当な委任を受け、この協定に署名し
た。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとし
く正文である日本語及び韓国語により本書二通を
作成した。

日本国のために
椎名悦三郎
高杉 晋一

大韓民国のために
李 東 元
金 東 祚

(7)	青白磁劃花文盃	1	(46)	青磁劃花文盃	1
(8)	白磁劃花蓮花文盃	1	(47)	青磁繡花牡丹文鉢	1
(9)	青白磁劃花文盃	1	(48)	青磁雕花牡丹文鉢	1
(10)	青白磁劃花文唾壺	1	(49)	青磁唐草文鉢	1
(11)	青白磁劃花文盤	5	(50)	青磁雕花蓮瓣文鉢	1
(12)	白磁草花淨文壺	1	(51)	青磁繡花牡丹文鉢	1
(13)	青白磁印花文盒子	1	(52)	青磁繡花唐草文鉢	1
(14)	青磁托子	1	(53)	青磁繡花草花文鉢	1
(15)	青磁托子	1	(54)	青磁繡花文皿	1
(16)	青磁盃	1	(55)	青磁蓮瓣文水注	1
(17)	青磁盃	1	(56)	青磁盃及托子	1組
(18)	青磁盃	1	(57)	青磁盃及托子	1組
(19)	青磁碗	1	(58)	青磁象嵌文盤	1
(20)	青磁碗	1	(59)	青磁象嵌雲鳳文鉢	1
(21)	青磁碗	1	(60)	青磁象嵌雲鳳文鉢	1
(22)	青磁碗	1	(61)	青磁象嵌雲鶴文鉢	1
(23)	青磁碗	1	(62)	青磁象嵌菊唐草文鉢	1
(24)	青磁碗	1	(63)	青磁象嵌菊花文鉢	4
(25)	青磁鉢	1	(64)	青磁象嵌花卉文鉢	1
(26)	青磁鉢	1	(65)	青磁象嵌龜甲文鉢	1
(27)	青磁鉢	1	(66)	青磁象嵌花丸文鉢	1
(28)	青磁聖鉢	1	(67)	青磁象嵌菊唐草文鉢	1
(29)	青磁鉢	1	(68)	青磁象嵌菊唐草文鉢	1
(30)	青磁鉢	1	(69)	青磁象嵌唐草文鉢	1
(31)	青磁鉢	1	(70)	青磁象嵌菊丸文鉢	1
(32)	青磁劃花鳳凰文鉢	1	(71)	青磁象嵌菊丸文鉢	1
(33)	青磁瓶	1	(72)	青磁象嵌菊丸文鉢	1
(34)	青磁盒子	1	(73)	青磁象嵌菊丸文鉢	1
(35)	青磁劃花蓮文鉢	1	(74)	青磁象嵌花鳥文鉢	1
(36)	青磁劃花草花文鉢	1	(75)	青磁象嵌菊文皿	1
(37)	青磁雕花蓮瓣文鉢	1	(76)	青磁象嵌雲鶴文瓶	1
(38)	青磁劃花蓮文水注	1	(77)	青磁蓮菊文瓶	1
(39)	青磁劃花草花文瓶	1	(78)	青磁象嵌花文瓶	1
(40)	青磁劃花文盒子	1	(79)	青磁象嵌花卉文小瓶	1
(41)	青磁劃花盒子蓋	1	(80)	青磁象嵌花卉文小瓶	1
(42)	青磁雕花唐草文碗	1	(81)	青磁象嵌菊文小瓶	1
(43)	青磁繡花唐草文碗	1	(82)	青磁象嵌双鳥文盒子	1
(44)	青磁繡花唐草文碗	1	(83)	青磁象嵌草花文盒子	1
(45)	青磁唐草文碗	1	(84)	青磁象嵌花文盒子	1

(70)	木造金箔阿弥陀如来像	1題	(19)	間情錄	朴永世	光緒	3
(71)	石棺	3	(20)	簡溪筆記	徐李	同道	2
(72)	木棺金具	1	(21)	趙巷三官燈錄	李永	同道	1
(73)	高麗鏡	50	(22)	景德傳燈錄	宋、清、唐、李	同道	10
(74)	舍利容器(金銅製)	1	(23)	金剛經石註	成道金	同道	1
(75)	經箱(銅製)	1	(24)	六祖大師法寶壇經	石法	同道	1
(76)	唐草毛彫守人(銅製)	2	(25)	宙衡	命	豐治	10
(77)	經筒漆器殘欠(金銅製)	1	(26)	易學啓蒙要解	世南權	光緒	4
(78)	銀陶輪(金象嵌)	1	(27)	經筵書問答疑	李祖	光緒	1
(79)	銅製水瓶	1	(28)	三書問答疑	漢尚	同康	2
(80)	響銅製鐘(在銘)	1	(29)	四書正文(孟子)	命	光緒	1
(81)	銅製壺(三耳雷清帶文)	1	(30)	詩云正文(孟子)	正祖	光緒	3
(82)	小刀鞘(銀製)	1	(31)	詩云正文(孟子)	正祖	光緒	1
(83)	石塔舍利裝置遺物(慶尚北道開陵郡鳳樓里所在)	1拵	(32)	周中庸	命	同道	2
(84)	兩鍾(金銅製七宝文透彫)	1	(33)	精選東萊先生左氏博議句解	宋、朱、呂	同道	1
			(34)	論音江子語	宋、清、朴	同道	3
			(35)	南華經註解圖補	宋、清、朴	同道	7
			(36)	句解南華真經	宋、清、朴	同道	5
			(37)	家礼要解(有欠)	宋、清、朴	同道	5
			(38)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	2
			(39)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1
			(40)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1
			(41)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1
			(42)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	2
			(43)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	2
			(44)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	3
			(45)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1
			(46)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	2
			(47)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	11
			(48)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	4
			(49)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1
			(50)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	4
			(51)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	15
			(52)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	2
			(53)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1
			(54)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1
			(55)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	8
			(56)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1
			(57)	朱子大全節補	宋、清、朴	同道	1

3

- (品名)
(1) 石造多羅菩薩像
(2) 石造獅子

(編著者)

(刊行年次)

(冊數)

- (1) 愚伏先生文集 鄭經世 道光24版 10
(2) 四溟堂大師集 鄭經世 道光9版 1
(3) 白沙先生集 李恒祖 治元4版 15
(4) 楓泉集 金李祖 豐治4版 8
(5) 農雙隨園錄 李金李祖 同慶慶治4版 3
(6) 金忠壯公遺事 金正祖 嘉慶光4版 2
(7) 梁大司馬美記 李正祖 嘉慶光4版 5
(8) 萬機要覽 李廷萬 道光59版 11
(9) 月沙先生集 李太玉 光緒9版 22
(10) 璫源系譜紀略 李具駿 同光治6版 8
(11) 辛壬紀年提要 宋 同光治6版 5
(12) 畏齊存守錄 宋 同光治6版 2
(13) 就書雜抄 清、汪士漢等 同光治6版 4
(14) 甘一種秘書(有欠) 明、鄧百拙 同光治6版 8
(15) 精選古事黃眉 明、彭大翼・張幼學編 同光治6版 5
(16) 山堂肆考 明、許以忠 同光治6版 50
(17) 四部書 明、許以忠 同光治6版 4
(18) 註釈白眉故事 明、許以忠 同光治6版 5

(58)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	21	(97)	古今韻會舉要	忠師	光緒	12
(59)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	1	(98)	古今韻會舉要	熊匡	光緒	1
(60)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	7	(99)	古今韻會舉要	李湛仁	光緒	3
(61)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	3	(100)	古今韻會舉要	金生書	光緒	5
(62)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	10	(101)	古今韻會舉要	徐命	光緒	7
(63)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	19	(102)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	4
(64)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	3	(103)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	1
(65)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	5	(104)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(66)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	5	(105)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(67)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	11	(106)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	15
(68)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	25	(107)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	1
(69)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	8	(108)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(70)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	1	(109)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	16
(71)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	1	(110)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(72)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	3	(111)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	1
(73)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	3	(112)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	4
(74)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(113)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(75)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	3	(114)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	8
(76)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	1	(115)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(77)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	6	(116)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	1
(78)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	2	(117)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	1
(79)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	3	(118)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(80)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	1	(119)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(81)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	13	(120)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	26
(82)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	2	(121)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	8
(83)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	28	(122)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(84)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	1	(123)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	2
(85)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	15	(124)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	1
(86)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	2	(125)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	4
(87)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(126)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(88)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	3	(127)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	7
(89)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(128)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(90)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(129)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(91)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(130)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(92)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(131)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(93)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(132)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(94)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(133)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(95)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(134)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10
(96)	懷谷集	鄭李	斗煥	道	光	4	(135)	古今韻會舉要	鄭王	光緒	10

(136)	名山記	明、士性	乾	1
(137)	欽新書	丁、若	道	10
(138)	公事類	南、公	光	8
(139)	公報	等	豐	4
(140)	國朝名臣疏	開	光	3
(141)	朱子封事	宋、元	正	1
(142)	疏論	鄭、元	治	16
(143)	民心錄	若	光	2
(144)	牧民心	具宅恭	光	16
(145)	增修無	若	光	2
(146)	注釋	具宅恭	光	3
(147)	繪製	具宅恭	光	4
(148)	繪製	具宅恭	光	3
(149)	尉機	具宅恭	光	2
(150)	孫武子直	具宅恭	光	1
(151)	孫武子直	具宅恭	光	3
(152)	孫武子直	具宅恭	光	2
(153)	孫武子直	具宅恭	光	1
(154)	孫武子直	具宅恭	光	12
(155)	孫武子直	具宅恭	光	1
(156)	孫武子直	具宅恭	光	10
(157)	孫武子直	具宅恭	光	3
(158)	孫武子直	具宅恭	光	3
(159)	孫武子直	具宅恭	光	1
(160)	孫武子直	具宅恭	光	1
(161)	孫武子直	具宅恭	光	13
(162)	孫武子直	具宅恭	光	1
(163)	孫武子直	具宅恭	光	2
合計 163部 852冊				
III 通信関係品目				
(品名)				
(1)	湖南電報分局標札	世	光	(数) 1
(2)	電報司標札	世	光	1
(3)	永登浦電話支所標札	世	光	1
(4)	洪州郵遞司標札	世	光	1
(5)	通云大嶺前章額	世	光	1
(6)	郵電線路図本	世	光	1
(7)	郵便集配人制帽	世	光	1
(8)	草	世	光	3

(9)	錢	1
(10)	郵遞司郵便集配送込人名揭示札	1
(11)	永登浦郵便司用諸印	2
(12)	雄印	9
(13)	安東郵便司使用郵便日付印	1
(14)	全牙郵便司使用郵便日付印	1
(15)	晉州郵便司使用郵便日付印	1
(16)	南原郵便司使用郵便日付印	1
(17)	洪州郵便司使用郵便日付印	1
(18)	雄印	2
(19)	電信送符(韓国電報司創設時代謄文用)	1
(20)	永登浦郵便電報電話支所郵版	4

(紛争の解決に関する交換公文)

(韓国側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、両国政府の代表の間で到達された次の了解を確認する光榮を有します。

両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によつて解決を図るものとする。

本長官は、さらに、閣下が前記の了解を日本国政府に代わつて確認されることを希望する光榮を有します。

以上を申し進めるに際し、本長官は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

外務部長官 李東元

日本国外務大臣 椎名悦三郎閣下

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(韓国側書簡)

本大臣は、さらに、前記の了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。以上を申し進めるに際し、本大臣は、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十五年六月二十二日

日本国外務大臣 椎名悦三郎

大韓民国外務部長官 李東元閣下

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律

1 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条の漁業に関する水域は、政令で定める。

2 前項の規定により定められた水域において大韓民国又はその国民(法人を含む。)が行なう漁業に関しては、日本国の法令を適用する。

附則

この法律は、日本国と大韓民国との間の漁業に

関する協定の効力発生の日から施行する。

理由

日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴い、わが国の漁業に関する水域の設定及び関係法令の適用につき規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律

1 次に掲げる大韓民国又はその国民（法人を含む。以下同じ。）の財産権であつて、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」といふ。）第二条の財産、権利及び利益に該当するものは、次項の規定の適用があるものを除き、昭和四十年六月二十二日において消滅したものとす。ただし、同日において第三者の権利（同条の財産、権利及び利益に該当するものを除く。）の目的となつていたものは、その権利の行使に必要な限りにおいて消滅しないものとする。

2 日本国又はその国民に対する債権
二 担保権であつて、日本国又はその国民の所有する物（証券に化体される権利を含む。次項において同じ。）又は債権を目的とするもの
日本国又はその国民が昭和四十年六月二十二日において保有する大韓民国又はその国民の物であつて、協定第二条の財産、権利及び利益に該当するものは、同日においてその保有者に帰属したものとす。この場合において、株券

の発行されていない株式については、その発行会社がその株券を保管するものとみなす。

3 大韓民国又はその国民の所有する証券に化体される権利であつて、協定第二条の財産、権利及び利益に該当するものについては、前二項の規定の適用があるものを除き、大韓民国又は同条の規定に該当するその国民は、昭和四十年六月二十二日以後その権利に基づく主張をすることができないこととなつたものとする。

附則

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

理由

財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、同協定第二条に規定する大韓民国及びその国民の財産、権利及び利益に対する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法

（協定に基づく永住）

第一条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「協定」といふ。）第一条及び第二条に規定する大韓民国国民は、法務大臣の許可を受けて、本邦（出入国管理令昭和二十六年政令第三百十九号）に定める本邦をいう。）で永住することができ。

2 法務大臣は、前項に規定する者が協定第一条

1 から3までに定める期間内に前項の許可の申請をしたときは、これを許可するものとする。

（申請）

第二条 前条の許可の申請は、居住地の市町村（東京都の特別区の存する区域及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては区。以下同じ。）の事務所自ら出頭し、当該市町村の長に、法務省令で定めるところにより、永住許可申請書その他の書類及び写真提出して行なわなければならない。ただし、十四歳に満たない者については、写真提出することを要しない。

2 十四歳に満たない者についての前条の許可の申請は、親権を行なう者又は後見人が代わつてしなければならない。

3 第一項の場合において、申請をしようとする者が疾病その他身体の故障により出頭することができないときは、法務省令で定めるところにより、代理人を出頭させることができる。

4 市町村の長は、第一項の書類及び写真の提出があつたときは、前条の許可を受けようとする者が申請に係る居住地に居住しているかどうか、及び提出された書類の成立が真実であるかどうかを審査したうえ、これらの書類（法務省令で定める書類を除く。）及び写真を、都道府県知事を経由して、法務大臣に送付しなければならない。

（調査）
第三条 法務大臣は、第一条の許可を受けようとする者が同条第一項に規定する者に該当するかどうかを審査するため必要があるときは、入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせることができる。

2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 入国審査官又は入国警備官は、第一項の調査

について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（永住許可書の交付及び外国人登録原票等への記載）

第四条 法務大臣は、第一条の許可をしたときは、永住許可書を、都道府県知事及び市町村の長を経由して、交付するものとする。

2 都道府県知事又は市町村の長は、第一条の許可を受けた者については、その者に係る外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）に定める外国人登録原票の写又は同法に定める外国人登録原票及び登録証明書に同条の許可があつたことを記載するものとする。

（許可の失効）

第五条 第一条の許可を受けている者が大韓民国の国籍を失つたときは、その許可は、効力を失ふ。

（退去強制）

第六条 第一条の許可を受けている者については、出入国管理令第二十四条の規定による退去強制は、その者がこの法律の施行の日以後の行為により次の各号の一に該当することとなつた場合に限つて、することができ。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたことと認定したもの

四 営利の目的をもつて、麻薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）、大麻取締法（昭和二十三年法律第二百四号）、あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）又は刑法第十四章に規

定する罪を犯し、無期又は三年以上の懲役に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

五 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法又は刑法第十四章に規定する罪により三回(この法律の施行の日前の行為によりこれらの罪により三回以上刑に処せられた者については、二回)以上刑に処せられた者

六 無期又は七年をこえる懲役又は禁錮に処せられた者

2 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

3 第一条の許可を受けている者に關しては、出入国管理令第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十七条第一項及び第二項、第六十二条第一項並びに第六十三条第一項中「第二十四条各号」とあるのは、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法第六条第一項各号」とする。

(出入国管理令の適用)

第七条 第一条の許可を受けている者の出入国及び在留については、この法律に特別の規定があるもののほか、出入国管理令による。

(省令への委任)

第八条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、法務省令で定める。

(罰則)

第九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 虚偽の申請をして第一条の許可を受け又は受けさせた者

二 威力を用いて第一条の許可の申請を妨げた者

附 則

この法律は、協定の効力発生の日から施行す

理 由

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴い、同協定第一条に規定する大韓民国国民の本邦での永住及びその許可を受けた者の退去強制について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。